

鱒ヶ沢町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～12年度)

青森県 鱒ヶ沢町

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 鱒ヶ沢町の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 本町における過疎の状況	3
ウ 社会経済発展の方向の概要	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	13
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
3 産業の振興	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	20
(3) 計画	23
(4) 産業振興促進事項	24
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
4 地域における情報化	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26

5	交通施設の整備、交通手段の確保	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	28
(3)	計画	29
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	30
6	生活環境の整備	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	33
(3)	計画	36
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	38
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	40
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	41
(3)	計画	44
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	44
8	医療の確保	45
(1)	現況と問題点	45
(2)	その対策	45
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	46
9	教育の振興	47
(1)	現況と問題点	47
(2)	その対策	48
(3)	計画	49
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	49
10	集落の整備	51
(1)	現況と問題点	51
(2)	その対策	51
(3)	計画	52
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	52

1 1 地域文化の振興等	53
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	55
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	55
(3) 計画	55
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56
(再掲) 事業計画(令和8年度～12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	57

1 基本的な事項

(1) 鱒ヶ沢町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然

本町は、青森県西部（北緯 40 度 26 分～48 分、東経 140 度 4 分～20 分）に位置し、北は日本海を望み、南は秋田県、東はつがる市、弘前市、西目屋村、西は深浦町とそれぞれ隣接している。県都青森市まではおよそ 60 km、また津軽自動車道つがる柏 I C 及び青森空港までは、それぞれおよそ 20 km から 50 km の距離にある。

町の総面積は、343.08 ㎢と広大で、東西におよそ 22 km、南北はおよそ 40 km に及び、そのうち森林原野がおよそ 8 割を占め、その多くは国有林（林野面積比約 70%）である。

市街地は海岸線に沿って帯状に形成されているほか、町土を四分する形で流れる赤石川（44.6 km）、中村川（44.9 km）、鳴沢川（17.2 km）の 3 流域におよそ 40 の集落が散在している。

鳴沢川流域の鱒ヶ沢台地と岩木山麓一帯は比較的まとまった農地が広がっているものの、他の 2 河川の流域は狭小な平坦地に集落と水田が形成され、また周辺には標高 100m 級の山並が迫り土地利用に大きな制約が課されている状況にある。

気候は、日本海に面した海岸部では対馬海流の影響で積雪は比較的少ないものの、岩木山麓から白神山系に至る山間部は豪雪地帯である。

本町は、土地利用や気候等自然条件の制約は厳しいものの、雄大な日本海、津軽を象徴する秀峰岩木山、世界自然遺産白神山とその奥地を源流とする清流赤石川など、四季折々の変化に富んだ自然を有し、それらから派生する豊富な資源は、地域一帯に多くの恩恵をもたらしている。



◆土地利用の状況

(単位 : ha)

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	その他
面積	34,308	2,155	1,424	347	21,596	8,786
割合	100.0%	6.28	4.15	1.01	62.95	25.61

資料：令和 6 年固定資産の価格等の概要調書（総務省）

② 歴史

「鱒ヶ沢」の地名が文献上で現れるものとしては、「津軽郡中名字」（1536年、室町時代）という記録が最古とされているが、それ以前の1491年に、津軽藩の始祖と仰がれる大浦光信公が種里の地に入部したことが契機となり、その名が歴史に刻まれることとなった。

藩政時代には、津軽藩の御用港として全国各地を結ぶ北前船で賑わい、その繁栄ぶりは弘前に次ぐとさえいわれるほど隆盛を極め、その証左として当時の上方文化が流入したと思われる痕跡が町内各所に残り、人々の生活文化に影響を与え現代に受け継がれてきている。また、町内には、数多くの寺院、神社のほか遺跡、遺構等が存在するほか、平成29年に日本遺産に認定された「白八幡宮大祭」に代表される古式ゆかしい伝統行事や「鱒ヶ沢甚句」等の民謡、農村地域・山村地域に古くから伝わる伝統芸能や固有の農山村文化等々、多様かつ貴重な民俗的資源、文化財が残されている。

この地に生きる我々は、地域の歴史や文化等を深く知り、連綿とした流れ・由来を理解すること、また、それを価値あるものとして大切に伝え育むことで、本町らしさ（特性）や、地域に対する誇りを見出し、もって未来へと継承する責務がある。

③ 社会・経済

かつては津軽藩の御用港として全国各地を結ぶ北前船が頻繁に出入りし日本海交易での繁栄を極めていたものの、廃藩置県、陸上交通の発達等によって徐々に港の役割は、海上輸送から漁業の拠点へと変遷してきた。

本町は、明治22年の市制・町村制施行に伴い、青森、黒石、三戸、八戸とともに町制を施行し、以降、津軽西部の政治、経済の中心地として歩んできた。また、昭和30年には鱒ヶ沢町、舞戸村、赤石村、中村、鳴沢村の1町4村が合併して、現在の鱒ヶ沢町が誕生した。町村合併によって町の姿は、それまでの漁業主体の産業構造から農林水産業を核とする食料総合生産地として変貌を遂げ、現在に至っている。

また、近年、住民の日常生活・行動範囲は、主要幹線道の整備充実とともに広域化し、つがる市、五所川原市等に立地する大型店舗集積エリアはもとより、弘前市等への経済効果額（域内消費）の流出が見受けられ、町内における商業等の波及所得は低下傾向となっている。

自然環境を背景とした農林水産業を中心に、「岩木山」や、世界遺産「白神山地」等の地域資源に恵まれていることから、スキー場やゴルフ場でのレジャー・リゾート、各種森林体験等のグリーン・ツーリズム等体験型観光の推進により地域の特性や特長を踏まえた様々な産業振興策に努めてきた。

また、近年は有力な産業分野として再生可能エネルギーへの取り組みが推進されており、本町を含む青森県沖日本海（南側）は風況環境に恵まれていることから、洋上風力発電事業の促進区域として設定された。令和6年12月には同区域の事業者が選定されたことから、地元自治体・青森県の計画、漁業者の要望等を踏まえた中長期にわたる地域課題の解決を図るとともに、本町の地域性にマッチした新たな産業振興策の構築（立地条件や時代の潮流を踏まえた環境ビジネスの展開）が求められている。

イ 本町における過疎の状況

① 人口の動向

本町の総人口は、町村合併時（昭和30年）の23,026人（国調人口）から一貫して減少傾向にあり、昭和50年18,086人、平成2年14,899人、平成17年12,662人、令和2年には9,044人と減少の一途を辿っている。人口減少の要因としては、町内及び近隣市町村に魅力ある就労の場が少ないことなどにより若年層の町外流出者が増加し、必然的に子どもを産み育てる世代が減少することによって出生数も減少したと考えられる。

② これまでの対策と成果

本町は、過疎地域対策緊急措置法により昭和45年度から昭和54年度まで過疎地域の指定を受け、その後昭和55年度から昭和58年度までは経過措置団体として、また平成2年に施行された過疎地域活性化特別措置法により平成2年度から平成11年度まで、平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法により平成12年度から令和7年度まで再び過疎地域の指定を受け、通算50年間にわたり過疎対策事業を推進してきた経緯がある。

過疎地域対策緊急措置法による昭和45年度から昭和58年度まで、及び過疎地域活性化特別措置法による平成2年度から平成11年度までの過疎対策事業は、生活・産業活動の基盤である道路整備に力点を置き事業を展開したことにより、町道改良率が2.9%から73.6%へ、舗装率が0.8%から74.6%へと大幅に向上した。通信体系の整備においても、防災行政無線が毎戸に設置されたことにより、日本海中部地震（昭和58年）の際には住民の避難誘導等情報提供に威力を発揮した。またこの間は、教育文化施設や保健福祉施設、産業関連施設、観光・レクリエーション施設等が数多く整備された。

このように、生活・産業基盤の整備と関連するアクセス網の充実をはじめ、各分野の諸施設の整備、観光関連部門における積極的な事業展開により、徐々にではあるが経済活動の基礎条件や住民の生活環境水準が向上し、地域社会の基礎的条件が整いつつあったが、成熟化した社会のなかでは中央との格差は依然として存在し、是正に努めてはいるものの顕著な効果発現が見受けられない状況にあった。過疎地域からの脱却に向けての努力にもかかわらず、歯止めがきかない人口減少と若年層の町外への流出、著しい高齢化の進行等による活力の低下、産業振興等経済活動の停滞と雇用環境の悪化、生活環境基盤の整備格差、さらには財政状況の悪化等、解消すべき課題が厳然として横たわっていたことから、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域の指定を再度受けることとなった。

平成12年度から令和7年度まで実施した過疎対策事業の実績は総額18,688百万円で、施策別にみると生活環境の整備が9,509百万円（50.9%）で最も多く、交通通信体系の整備等が4,081百万円（21.8%）、産業の振興が1,615百万円（8.6%）となっており、これら3つの施策に重点的に投資してきた。代表的な事業では廃校校舎の解体やつがる総合病院の建設、医師の確保対策などがあり、住民が安全に安心して暮らせるまちづくりに寄与している。

③ 現在の課題と今後の見通し

少子高齢化及び過疎化の進行に伴い人口減少が進む中、将来の鱒ヶ沢町を担う若年層・子育て世代の流出、集落等における地域活力の低下、地域経済の縮小が懸念されている。加えて、住民が日常生活を営む生活圏において、必要な機能・サービスが維持できなくなる可能性があり、暮らしの基盤そのものに影響が及ぶことが課題となっている。また、好景気期に整備された公共施設等の老朽化が進み、維持管理費の増加や更新を必要とする施設も増加している。一方で、人口減少により町税等の自主財源の大幅な増加は見込みにくく、地方交付税や町債への依存が続くなど、財政運営上の制約が大きい状況にある。

産業面では、基幹産業である農林水産業において、少子高齢化の進行により担い手不足が深刻化している。さらに、自然環境を活かしインバウンド需要の取り込みを進めてきた観光についても、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により大きな打撃を受け、回復の見通しが不透明な状況が続いている。

このため、交流人口の回復・増大を図るとともに、移住・定住につながる雇用の創出や住居の確保等を一体的に進める必要がある。あわせて、自然環境に配慮した生活環境の整備や省エネルギーの推進など環境対策を進めるとともに、地域コミュニティの維持、自治組織の機能強化、地域のリーダーとなる人材の育成を推進することが求められている。加えて、長寿高齢社会に対応するため、医療・保健・福祉分野における住民主体の取組を支援し、ハード・ソフト両面から暮らしを支える体制の充実を図る必要がある。

今後、以上の施策を重点的に展開することにより、住民が地域の誇りや価値を再認識し、地域づくりに参画・行動できる仕組みづくりを進める。これにより、過疎地域の持続的発展を目指し、地域活性化の実現に向けた過疎対策を着実に推進していく。

ウ 社会経済発展の方向の概要

① 産業構造の変化

本町の産業構造を産業別就業者比率で見ると、令和2年国勢調査においては、第1次産業就業者人口が20.7%、第2次産業就業者人口が17.2%、第3次産業就業者人口が61.5%となっている。町村合併時（昭和30年国勢調査）においては、第1次産業に従事する人口が59.1%であり、令和2年と比較すると38.4ポイント減少しており、農林水産業を取り巻く環境が厳しいことがわかる。

第2次産業、第3次産業については、昭和30年には第2次産業が8.8%、第3次産業が24.0%だったのに比べそれぞれ2倍程度又はそれ以上増加しているが、就業者の離職のみならず、労働力を吸収する産業集積が無いなど、地域内の雇用機会が乏しいことから雇用の場を町外へ求めた結果となっている。

② 地域の経済的な立地特性

秋田県から続く一般国道101号線が東西を走り、これに接する県道が主要幹線道路の役割を果たしている。平成26年に津軽自動車道柏ICが、平成28年には鱒ヶ沢道路が開通したことにより、東北

自動車道までは 50 分程度で、県都青森市までは 70 分程度で到達できるようになった。

また、青森県日本海側で唯一の物流港湾である津軽港（旧七里長浜港）は、5 千トン級岸壁、2 千トン級岸壁を各 1 バース及び公共上屋を有している。しかし、冬期間は日本海特有の気候の影響を受け海象条件が厳しくなり、安全な入出港に課題があるため、幅広い角度からの利活用の促進に向けて模索していく必要がある。一方で、青森県沖日本海（南側）の洋上風力発電事業においては、津軽港が運転・保守管理の拠点である O&M 港として活用されることから、新たな産業拠点としての利活用が期待されることである。

③ 社会経済的発展の方向の概要

生産年齢人口の減少と高齢化の進行を背景に、町外への転出抑制及び町外からの移住・定住の促進に向け、生活の基盤となる仕事づくり・雇用の場の創出を最重要課題として位置付ける。鱒ヶ沢町では人口減少が継続し、生産年齢人口の縮小と高齢化率の上昇が進行していることから、地域経済の担い手確保と暮らしを支えるサービスの維持に向けた取組みを一層強化する必要がある。

具体的には、高品質な農林水産物の付加価値向上に取り組むとともに、地域資源を活かした観光コンテンツの造成を進め、来訪需要の回復・拡大を図る。あわせて、町内事業者が有する技術力等の強みを活かした産業の維持・拡大、創業の促進、事業継続支援等を通じて、多様な働き方を含む就業機会の確保につなげていく。

さらに、未来を担う子どもたちが鱒ヶ沢町で生まれ育ち、将来に希望を持って成長し、その希望を地域で実現できるように妊娠・出産・子育て等の各ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図る。また、移住・定住を後押しする相談体制や受入環境（住まい・仕事・地域との接点など）の充実を進め、誰もが安心して暮らし続けられる仕組みづくりを推進する。

本町のまちづくりにおいては、青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」が掲げる施策テーマ（「しごと」「こども」「交流」「地域社会」「社会資本」「健康」「環境」等）との整合を図りつつ、歴史文化や海・山・川などの自然環境といった地域資源を活用した仕事の創出により地域経済の持続性向上を図る。また、当町の普遍的な価値（＝魅力）をわかりやすく発信し、町内外での人のつながりを深め、関係人口・交流人口拡大の基盤となるタウンプロモーションを戦略的に展開し、地域の活性化を図っていく。

（２） 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の人口は、町村合併時（昭和 30 年）の 23,026 人（国調人口）から減少傾向にあり、平成 17 年には 12,662 人、令和 2 年には 9,044 人にまで減少した。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後も人口減少の一途をたどる見通しで、このまま何ら手を打たずに推移した場合、令和 17 年頃には、財政負担の中心的役割を果たす生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）が総人口の 39.7%へ減少、老年人口（65 歳以上）が総人口の 54.88%に上昇し、高齢人口が総人口の半数以上を超えることが予想されている。また、令和 27 年には、総人口が 4,474 人まで落ち込むことが予想されている。この要因としては、町内及び近隣市町村に大学や

専門学校などの高等教育機関が少ないことや魅力的な就労の場が少ないことなどから、高校卒業者の大半が町外に転出してしまい、社会減が進行してしまうためであると考えられる。

一方で、令和2年策定の「第2期まち・ひと・しごと創生鱒ヶ沢町人口ビジョン」では、本町の現状分析・推計結果を勘案し対策を講じることで、令和27年の総人口は、令和2年と比較し56.4%減の5,101人と推計されている。

年齢構成では、出生率の低下に加え若年層の流出が続いていることから年々高齢化が進み、若年者(15～29歳)比率は令和2年で7.3%と県平均の11.5%を下回る一方、高齢者(65歳以上)比率は、令和2年で44.6%と県平均の33.3%を大幅に上回る状況となっている。

令和2年の男女別構成比率を町全体でみると男45.2%、女54.8%であり、女子が上回っている。年齢階層別に注目すると、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15～64歳)では男女間で大きな差はないが、老年人口(65歳以上)では男40.3%・女59.7%と女性が男性を大幅に上回っていることから、女性の平均寿命の延伸が顕著に表れていると考えられる。

表1-1 (1) 人口の推移

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 17,402	人 14,899	% △14.4	人 12,662	% △27.2	人 10,126	% △41.8	人 9,044	% △52.0
0歳～14歳	3,994	2,984	△25.3	1,464	△63.3	851	△78.7	701	△82.4
15歳～64歳	11,273	9,230	△18.1	7,217	△36.0	5,230	△53.6	4,299	△61.9
うち15歳～29歳 (a)	3,406	2,067	△39.3	1,687	△50.5	920	△73.0	658	△80.7
65歳以上 (b)	2,135	2,685	25.8	3,981	86.5	4,021	88.3	4,034	88.9
(a) / 総数	%	%		%		%		%	
若年者比率	19.6	13.9	—	13.3	—	9.1	—	7.3	—
(b) / 総数	%	%		%		%		%	
高齢者比率	12.3	18.0	—	31.4	—	39.7	—	44.6	—

資料：国勢調査

表1-1 (2) 将来推計人口

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口 (人)	7,975	6,990	6,093	5,257	4,474

資料：国立社会保障・人口問題研究所

表1-1 (3) 人口の見通し

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口(人)	8,202	7,349	6,581	5,717	5,101
年少人口(人)	1,321	1,343	1,391	1,186	956
生産年齢人口(人)	3,948	3,220	2,580	2,211	2,140
老年人口(人)	2,933	2,786	2,610	2,320	2,005
年少人口割合(%)	16.11	18.27	21.14	20.75	18.74
生産年齢人口割合(%)	48.13	43.82	39.20	38.67	41.95
老年人口割合(%)	35.76	37.91	39.66	40.58	39.31

資料：第2期 まち・ひと・しごと創生 鱒ヶ沢町人口ビジョン

② 産業の推移と動向

本町の産業構造は農林水産業を主体に推移してきたことから、これら第1次産業の動向が地域経済にきわめて強い影響を与えている。

産業別就業人口比率（国勢調査）について、昭和50年と令和2年を比較すると、昭和50年は総就業者数が8,085人で産業ごとの構成比は第1次産業48.1%、第2次産業17.8%、第3次産業33.9%となっており、令和2年では総就業者数が約48.1%減の4,197人で産業ごとの構成比は第1次産業20.8%、第2次産業17.2%、第3次産業61.5%と、第1次産業の就業者数及びその構成比の低下が著しく、第3次産業の就業者の比率が大きく増加している。

総就業者数の減少については、第1次産業における就業者の離職だけでなく、地域内の雇用機会が乏しいことにより、雇用の場を町外へ求め、町全体の人口流出（減少）という結果を招いている。

今後は、第1次産業における従事者の高齢化がますます加速化していることから、第1次産業の従事者はさらに減少していくものと推察される。

表1-1 (4) 産業別人口の推移

区分	昭和50年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総数	人 8,085	—	人 5,786	—	人 4,672	—	人 4,197	—
第1次産業	人 3,889	% 48.1	人 1,390	% 24.0	人 1,050	% 22.5	人 871	% 20.8
第2次産業	人 1,439	% 17.8	人 1,227	% 21.2	人 839	% 18.0	人 721	% 17.2
第3次産業	人 2,741	% 33.9	人 3,166	% 54.7	人 2,777	% 59.4	人 2,583	% 61.5

資料：国勢調査

※総数に分類不能、不詳の数を含むため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(3) 行財政の状況

① 行政の状況

現在の本町は昭和30年に鱒ヶ沢町、赤石村、中村、鳴沢村、舞戸村の1町4村が合併して誕生し、その中心となった旧鱒ヶ沢町は、明治22年の市町村制施行に伴い、青森、黒石、三戸、八戸とともに町制を施行し、以降津軽西部の政治、経済の中心地として歩み続けてきたが、諸般の社会経済情勢等によりその機能・役割は弱まってきている。

こうした状況を踏まえ、これまで、津軽地域経済の活性化の起爆剤として期待される津軽港（旧七里長浜港）の建設要望とその利用促進をはじめ、世界自然遺産「白神山地」とそれを源流とする赤石溪流エリアや、津軽を象徴する秀峰「岩木山」に隣接する長平高原エリアを中心にリゾート型観光施設の整備促進等、町の地域特性を十分に活かしながら、津軽広域経済圏における一地域としての役割やその機能拡大に努めてきた。

そのほか、自然環境に配慮した生活環境の整備などを進めるほか、失われつつある地域コミュニティの維持や自治組織の育成に取り組み、さらに喫緊の課題である長寿高齢社会に対応するため医療・保健・福祉分野における住民主体の取り組みを支援するなど、特色ある対策を積極的に推進しているところである。

しかし近年、複雑化・多様化した社会経済情勢の変化を背景に、地域住民の行政需要は増加の一途を辿り、その一方で、多額の町債残高を抱えながら厳しい財政運営を強いられている。また、地方交付税や町税等の落ち込みにより慢性的な自主財源不足が続くものと想定される。

こうした状況のもと、新たな行政需要に応えていくためには、事業の選択と集中による効果的かつ効率的な行政運営を行うとともに、公共施設の効果的な運用や職員の資質向上等を図り、行政運営を将来にわたって持続させていくことが重要となっている。また、広域化する行政需要には近隣市町や五所川原圏域定住自立圏等と連携を図り、効果的な取り組みを進めていく必要がある。

② 財政の状況

本町における令和2年度普通会計の決算額は、歳入総額103億2,942万円、歳出総額101億4,809万円で、実質収支が1億5,512万円であった。本町の財政は、平成24年度末時点でほぼ底をついていた財政調整基金も、徹底した歳出削減により、令和2年度末には2億9,622万円まで増額することができた。しかしながら、財政健全の基準はかろうじて超えているものの、災害等緊急時の支出に備えるためには決して多い額とは言えない。また、過去に実施した大型建設事業に起因する公債費の負担が大きく、実質公債費比率は依然として高い状態が今後も続く見通しとなっている。

このような財政状況を踏まえ、財政運営計画に基づき将来負担の軽減を図り、財政基盤の強化に向け歳出の削減や地方債発行の抑制等の取り組みを継続していく必要があり、あわせて住民ニーズの的確な把握に努め、限られた財源の有効的な活用が求められている。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	7,582,953	6,940,719	10,329,422
一般財源	4,675,124	4,791,299	4,547,149
国庫支出金	1,054,802	681,933	1,989,045
都道府県支出金	413,541	478,504	493,923
地方債	649,200	483,000	2,386,200
うち過疎対策事業債	116,200	185,200	243,200
その他	790,286	505,983	913,105
歳出総額 B	8,001,180	6,820,690	10,148,048
義務的経費	3,828,471	3,200,434	2,960,882
投資的経費	875,858	293,433	2,481,161
うち普通建設事業	815,796	235,857	2,477,104
その他	3,296,851	3,326,823	4,706,005
過疎対策事業費	392,283	434,285	697,880
歳入歳出差引額 C(A-B)	▲418,227	120,029	181,374
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,663	27,269	26,252
実質収支 C-D	▲421,890	92,760	155,122
財政力指数	0.178	0.188	0.224
公債費負担比率	21.8	23.6	18.4
実質公債費比率	24.1	16.9	14.5
経常収支比率	96.8	95.4	98.6
将来負担比率	275.3	196.5	190.0
地方債現在高	12,278,605	10,023,756	11,032,611

資料：地方財政状況調べ

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	52.0	69.8	74.2	82.6	82.5
舗装率 (%)	46.0	70.1	74.1	82.6	86.3
農道					
延長 (m)	— (※)	— (※)	— (※)	19,309	13,272
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	74.7	46.2	23.6	— (★)	— (★)
林道					
延長 (m)	— (※)	49,665	61,890	62,401	62,967
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	8.0	5.1	10.7	16.1	16.3
水道普及率 (%)	77.4	85.3	88.2	89.5	86.8
水洗化率 (%)	0.1	0.8	32.8	48.1	51.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	11.8	16.4	11.1	10.4	9.8

資料：公共施設状況調査

上記表中、(※)についてはデータが存在しないため、不明である。

また（★）については、現在使用されていない指標のため、不明である。

(注) 1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また、A から H までについては公共施設状況調査の記載要領に、I については一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) / J$$

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

（４） 地域の持続的発展の基本方針

本町は、世界自然遺産「白神山地」を代表とする豊かな自然環境に恵まれている反面、立地条件や社会条件では厳しい制約があり、人口流出による人口減少と少子高齢化に歯止めがきかず、過疎化は依然として進行し続けている。これまで、社会基盤設備や産業基盤の整備を中心に推進してきたものの、地域産業の振興や雇用機会の拡大については未解決であり、若年層を中心とした町外流出に歯止めがかかっていない。

これらのことから、青森県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、先人たちから受け継がれてきた歴

史文化や世界遺産など、他に誇るべき「宝」を振り返り、自然や農林水産物、食などの優れた資源を掘り起こし、鱒ヶ沢町の魅力、良さを丸ごと町外に売り込むことにより、町へ「ヒト」・「モノ」・「カネ」を呼び込み、新たな価値の創造と地域活力のさらなる向上を目指す。また、医療や福祉、子育て、生活環境など、安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の形成を推進し、地域の持続的発展のために必要な事業の実施に努める。

- ◇ 誇りと自信を持てるまち、自慢できるまち
- ◇ たくさんの人々が訪れたいと思う魅力的なまち
- ◇ この町に住んでみたいと思う生活しやすいまち

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標は「まち・ひと・しごと創生 鱒ヶ沢町人口ビジョン」に基づき下記のとおりとする。基準年は直近の国勢調査年の令和2年とし、目標値は計画対象期間の最終年度に設定する。

交流人口の増加や産業振興による経済の活性化、雇用の創出、出産・子育てを支援する環境づくり、健康づくりの推進により、「まち・ひと・しごと創生 鱒ヶ沢町人口ビジョン」が示す人口の維持を目指す。

	令和2年（基準値）	令和12年（目標値）
人 口（増減）	9,044 人	7,349 人
年少人口（割合）	701 人	1,343 人（18.3%）
生産年齢人口（割合）	4,299 人	3,220 人（43.8%）
老年人口（割合）	4,034 人	2,786 人（37.9%）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況は、PDCA サイクルマネジメントの手法に基づき、庁内において分野毎に設定した数値目標等を基に事業進捗調査を実施し、計画の達成状況の評価する。その結果については、町ホームページ上に公表する。

なお、本計画期間の最終年度に、町民や町内企業、関係機関・団体等で構成する有識者会議により評価してもらう機会を設け、その結果を次期計画策定に活用するとともに、ホームページ上に公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、これまで昭和40年代前後の高度経済成長期と平成の景気拡大に伴い、多くの公共施設が整備されてきた。将来において、これらの公共施設の耐用年数が経過した施設や、既に更新時期を経過した施設の改修費用は、今後増大することが見込まれる。

令和4年3月に策定した鱈ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、

- ①次世代への継承可能な施設供給量の適正化
- ②既存施設の有効活用
- ③効率的な管理・運営と住民ニーズに対応したサービスの提供
- ④安全な公共施設等の管理

の4つを基本目標として掲げ、まちづくりの将来像を見据えた公共施設の適正な配置等の検討を行いながら、効率的・効果的な施設運営によって、持続可能な住民サービスの提供を図ることとしている。

本計画においても、将来的な財政状況や人口減少・少子高齢化等の変化も考慮しながら、総合的かつ計画的に判断し、効率的で安全な施設管理・運営と施設の有効活用を推進していくこととしており、本計画に記載されたすべての公共施設について、鱈ヶ沢町公共施設等総合管理計画と適合している。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住・地域間交流の促進

本町は、自然減と社会減の両面から人口減少が進んでおり、なかでも進学や就職を契機とした若者の流出が大きな要因となっている。一方で、テレワークの発展や子育て環境として豊かな自然環境を求める声があり、都市住民の地方への関心が高まっている。しかし、本町への移住・定住においては、住居や就労、冬期間の生活など移住に対する障害が多い。移住に関する情報発信についても、戦略的な情報発信が必要となっており、包括的な対応や体制充実が求められている。

本町では、移住・定住の住居支援策として、五所川原市、つがる市、鶴田町、深浦町、中泊町、本町の2市4町が参画する五所川原圏域空き家バンクにて、空き家の利活用を進めている。不動産業者が不在の本町においては、空き家の流通の一助となっているものの、登録物件数が少ないことが課題となっている。

地域間交流については、津軽藩始祖とされる大浦光信公が岩手県久慈から本町へ入部した縁で、平成30年10月に岩手県久慈市と「歴史文化で結ぶ友好協定」を締結し、これまで多くの交流活動を行っており、今後も岩手県久慈市や歴史的なつながりのある弘前市、黒石市、秋田県横手市等との交流活動を継続し、歴史・文化のほか災害対応など多様な事業展開を検討する必要がある。一方で、地域間交流に大きな役割を果たしてきた「東京鱒ヶ沢会」や「ふるさと応援団」は、会員の高齢化や新規加入者の減少により活動の停滞や団体の廃止が起こっている。令和5年に新団体「つがる鱒ヶ沢会」が設立されたものの、目立った活動がないため別の施策展開等を検討する必要がある。

② 人材育成

人口の減少や高齢化の進行、若者の町外流出が、町内消費活動の低迷や各産業分野における担い手不足など、町の経済に悪影響を及ぼしている。また、地元高校である鱒ヶ沢高校の生徒数の減少により、高校卒業後の地域の担い手が不足しており、地域密着型の学習機会が少ないことから、地域に誇りを持つ若い人材が不足している。加えて、地域コミュニティの希薄化も進行しており、文化的活動の低下など地域活力の衰退もみられている。

今後は、地域の機能維持を図り、地域の持続的な発展に向けて町の将来の礎となる人材の育成や確保、掘り起こしが喫緊の課題となっている。

(2) その対策

① 移住・定住・地域間交流の促進

移住の障害となっている情報不足や住居、冬期間の生活などについては、移住者受入窓口での情報集約や戦略的な情報発信、空き家等を活用した住居確保などに努める。加えて、おためし移住住宅や移住体験ツアー、ワーケーション等に対応できる体制構築を進めるとともに、関係人口の見える化や、地域おこし協力隊制度の積極的活用等による移住・定住のきっかけづくりと支援を行なう。

五所川原圏域空き家バンクについては、本町に所在する空き家物件の登録数を増加させ、移住・定住の受け皿としての機能を高める。

地域間交流については、つがる鱒ヶ沢会等の団体や岩手県久慈市をはじめとする友好都市など、町外の団体等と多様な交流活動を継続しながら町の魅力発信を行なうとともに、地域の活力が将来にわたって持続するように、連携大学（弘前大学、青森公立大学）との連携による地域課題の解決策を探っていく。

☆目標

評価指数	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
移住支援金交付延べ件数（件）	2件	6件
五所川原圏域空き家バンク鱒ヶ沢町内登録物件延べ件数（件）	3件	20件
地域おこし協力隊延べ人数（人）	4人	6人

② 人材育成

個々の人材育成の強化や、人材の相互交流とネットワークの強化、地域おこし協力隊・地域おこし企業人をはじめとする外部人材の積極的活用といった取り組みにより、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を行う。

なお、令和3年度から鱒ヶ沢高校の生徒を対象に動画編集及びドローン操作を学ぶ高校独自の特別事業「鱒高みらい塾」を実施してきたが、年々参加希望者が減少しており、個々の能力向上の効果が見込めないことから、令和8年度以降の事業は実施せず、新たな人材育成に向けた検討を進める。

☆目標：鱒ヶ沢高校における新たな人材育成プログラムの検討・実施

（3）計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住定住推進事業	町	ソフト
	(3) 人材育成	鱒ヶ沢高校支援事業	町	ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関連する施設については、公共施設等総合管理計画に該当するものはない。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農業は、中山間地帯という土地利用においては不利な条件にありながらも、世界遺産白神山や岩木山から流れる水を利用した稲作をはじめ、りんごやメロン、アスパラガス、トマト等の生産が盛んである。しかし、気候変動の影響による収穫量の減少や品質低下、国際情勢等の要因で生産コストの増大が発生しており先行きが不透明な状況にある。また、本町においては、農産物の安定した販路確保や市場での競争力を高めるための効果的なブランディングと販売戦略が弱く、生産者の所得向上につながっていない。さらに、農業人口の減少や高齢化の進行に歯止めがかからず、遊休農地の発生や担い手不足等の課題が山積し、地域の農業生産のみならず、農村社会の維持も危惧されているところである。このような状況ではあるが、農業は依然として地域経済における基幹的な産業分野としての役割を担っており、かつ、他産業分野へ与える影響も大きいことから、自然条件・経済情勢等の制約を克服するとともに抜本的な対策が求められている。

本町の農家件数は455件（令和2年農林業センサス）で、前回調査（平成27年農林業センサス）と比較すると150件の減少となっており、農業従事者の減少が深刻化している。販売農家1戸当たりの平均経営耕地面積は、水田319a、樹園地284a、畑地186aと増加傾向にあり、経営規模が拡大しており、経営耕地に関しては、今後さらに土地利用型、大規模経営志向の農業経営体への農地集積が加速すると考えられる。一方で、令和2年町内総生産（実額・青森県市町村経済計算）でみると、総額24,339百万円のうち、第1次産業が2,510百万円、第2次産業が2,704百万円、第3次産業が18,125百万円となっている。農業の生産額については、令和2年は2,185百万円、平成27年は1,966百万円と、増加傾向にあり、の減少と比較すると生産額の減少には至っていない。今後は、就農者の高齢化や後継者不足、離農による遊休農地の増加が懸念されることから、意欲ある農業者と地域が一体となった農業の確立を図る必要がある。また、導入コストが高額な高性能農業機械の整備・更新に係る費用の補助やAI等の先端技術導入による効率化が求められている。

本町の農地の多くは中山間地であることから、大区画化されたほ場が少なく、農地が分散し不整形な区画となっており、農業の生産性や効率性向上の阻害要因となっている。また、農業用水路をはじめとする農業水利施設は、供用開始から数十年が経過し、経年劣化による損傷が著しく維持管理に多大な費用と労力を要している。さらに、農業用ため池についても長期間の利用により土砂の堆積や堤防からの水漏れが発生しており、定期的な点検・補修が求められている。

本町では、サル・クマなどの有害鳥獣の被害が大きく、その被害から耕作を断念する農地が発生し、耕作放棄地の増加が懸念されている。近年はニホンジカやイノシシなど、これまで確認されてこなかった大型獣も見られるようになり、新たな被害を生んでいる状況にあるほか、危険鳥獣の市街地への出没も頻発化している。一方で、狩猟免許保持者は年々高齢化等により減少しており、後継者・担い手の育成が急務となっている。

表2-1 農家数と平均経営耕地面積の推移

区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
農家総数		1,043 戸	914 戸	788 戸	605 戸	455 戸
うち専業農家数		161 戸 (15.4%)	200 戸 (21.9%)	276 戸 (35.0%)	245 戸 (40.5%)	—
うち第 1 種兼業農家数		260 戸 (24.9%)	253 戸 (27.7%)	156 戸 (19.8%)	92 戸 (15.2%)	—
1 戸当たり の平均経営 耕地面積	水 田	133 a	159 a	166 a	208 a	319 a
	樹園地	97 a	109 a	120 a	139 a	284 a
	畑 地	69 a	86 a	116 a	109 a	186 a

資料：令和 2 年農林業センサス

表 2-2 産業別町内総生産の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総 額	25,971	29,914	27,561	25,543	24,339
第 1 次産業	2,781 (10.7%)	2,196 (7.3%)	1,777 (6.4%)	2,425 (9.5%)	2,510 (10.3%)
うち農業	1,880 (7.2%)	1,949 (6.5%)	1,522 (5.5%)	1,966 (7.7%)	2,185 (9.0%)
第 2 次産業	5,772 (22.2%)	2,679 (9.0%)	2,907 (10.6%)	4,057 (15.9%)	3,704 (15.2%)
第 3 次産業	17,418 (67.1%)	25,038 (83.7%)	22,877 (83.0%)	19,060 (74.6%)	18,125 (74.5%)

資料：令和 2 年青森県市町村民経済計算（実額）

② 林業

本町の森林面積は全町土の約 8 割となっており、そのうち約 7 割が国有林野で占められている。本町は世界自然遺産白神山や岩木山等豊富な森林資源を有し、古来より森林と深い関わりを持ち、山の恩恵を受け発展してきた経緯を持つが、近年林業を取り巻く状況は一層厳しさを増している。

素材生産においては、国産材価格の長期低迷等により生産性も低下しており、慢性的な担い手不足と相まって、伐採適期を過ぎた森林や皆伐後天然更新等、山林の放置化や素材蓄積量の減少が懸念される。また、松くい虫やナラ枯れ被害が町内全域で確認されており、県と一体になった被害対策が急務となっている。しかし、地球温暖化の主な要因とされる二酸化炭素の抑制・削減（脱炭素革命への対応）については、近年、世界各国共通の課題として認識されているところであり、森林は二酸化炭素を吸収し酸素として放出するなど温暖化を抑制する重要な役割・機能を有している。

このため、今後本町においても、従来からの植林の推進を基本に間伐の促進等活力ある森林の造成に努めるとともに、森林資源の持つ多面的・公益的機能が十分に発揮できるよう適切な管理と自然との調和を基本とした、新たな林業の在り方・方向性を模索することが求められている。

③ 水産業

本町の海面漁業については、周辺海域の来遊資源量の減少（主要魚種であるイカ、ハタハタ等の回遊魚への依存による弊害）に加え、外食チェーン店や小売店における低価格化による魚価低迷、嵩む生産コスト（漁船燃料、漁業資材費の高騰）、漁業者の高齢化と慢性的な担い手不足による漁村活力の低下等、依然として厳しい状況下にある。また、沿岸海域においては、海水温の大幅な変動等、海洋環境の悪化が危惧され、天然資源のみに頼る海面漁業の危うさを露呈している。海面養殖については、冬季の波浪の影響により静穏度が保てないため、その実施については困難な状況にある。

内水面漁業については、海面に比べて生産力が低く資源管理が重要視されている。特にサケ増養殖については、近年低迷が続いている状況にあり、鱒ヶ沢ブランド「アユ」、「イトウ」増養殖事業についても、気候変動や環境変化により従来どおりの管理では難しい状況が見受けられる。一方で、アユについては、増養殖技術の向上もさることながら、関係機関・団体との連携協力のもと、減少傾向にあった資源量の回復に成功した。これらの取組は、赤石川の金アユを求め遊漁者が増加するなど、観光面においても一定の効果がみられる。

水産業の基盤となる漁業関連施設については、漁港施設の生産機能強化に加え、老朽化対策、防災機能強化及び多機能化など、漁業生産と多面的に有効活用できる漁港施設整備が必要となっている。また、サケやアユ、イトウの増殖関係施設も老朽化対策等の整備が必要となっている。

④ 地場産業の振興及び起業の促進

本町の地場産業は、農林水産物の一次加工をはじめ、飲食料品を中心とする小規模な加工卸、小売業や製材業等が主体となっており、2次産業が少ないことから地域資源を活かしきれていない現状となっている。このため、本町においては、町を代表する魚であるヒラメを広く普及することを目的として、平成23年に地域資源活用推進協議会が新名物「ヒラメのヅケ丼」を考案し、町内飲食店等で通年提供されている。このように、地域全体で地域資源の活用を推進することが、農林水産業の振興にもつながると考え、政策に取り組む必要がある。

また、観光リゾート施設等の整備が進み、国内はもとより訪日外国人観光客の訪問も見受けられ、農林水産物をはじめ豊富に存在する地場産品を活かした土産品や特産品等の開発も年々進んでいるものの、住民をはじめ観光客に広く認知されるまでには至っていない。いま一度、地域の農林水産物の良さを再認識させ、地産地消体制の構築や販売流通戦略を確立し、外貨獲得を図り、地域経済の好循環化を促進する必要がある。

一方、地域における起業化については、地域内に新たに経済活動を創出するという視点の確保が重要である。本町には、農林水産業をはじめとする伝統的な産業や農林水産物、気候風土に培われた技・文化や生活の知恵の数々、海・山・川等の観光スポット、世界自然遺産である白神山地に代表されるような豊かな自然環境、かつて津軽藩の御用港として栄えた歴史的背景等、経済的価値を有する地域資源が数多く存在し、加えて、個性豊かな人材（住民）という最も誇れる資源の存在もあることから、創意工夫を凝らし起業の素材としてその有効活用の検討が求められる。

⑤ 企業の誘致対策

本町の誘致企業は、直近数十年は変化がなく、地元就職を希望する若年層の受け皿が十分とは言

えず、町外への若年人口の流出が続いている。このため、雇用機会の拡大及び地域経済の活性化につながる企業誘致は、町にとって重要な施策であり、今後も企業誘致のための基盤整備、情報収集を図っていく必要がある。

⑥ 商業

本町における商業の現状は、公共事業の縮小による建設業の減少や国道 101 号線に隣接する大型食品・総合スーパーやドラッグストア等の出店により、個人商店が多く並ぶ鰯ヶ沢駅前を中心とした地域においては、廃業となった空き店舗が増加している。さらに、道路交通網の整備が進み近隣市町村への移動時間が大幅に短縮されたことで、町外の大型ショッピングセンターへ町民所得が流出している。また、昭和 58 年にオープンしたショッピングセンター「パル」や町内事業者の大部分を占める零細企業が、人口減少等による活力の低下や店舗の老朽化、経営者の高齢化及び後継者難等により、客離れや経営不振等による閉店、廃業が目立っており、商業界の再編成も含め早急に対策を講じていく必要がある。海の駅「わんど」についても、近隣市町村から農林水産物を求め多くの人々が訪れているが、オープンから 20 年が経過し、施設の老朽化、テナントのマンネリ化により来場者数が減少傾向にあるため、新たな客層を取り込む対策が必要である。

⑦ 観光及びレクリエーション

本町は、世界自然遺産白神山地や日本遺産北前船寄港地、津軽藩発祥の地、岩木山リゾート地域、海岸部海水浴エリアなど、自然や歴史文化といった豊富な観光資源に恵まれ、多数の観光関連施設が存在する。これらを活用し誘客促進・地域活性化を図っていくことが求められているが、施設の老朽化が進んでおり、安全性や機能低下が懸念されている。また、それぞれが町内各所に散在していることから、観光地としての質・量的な集積が不十分である。そのため、町を代表するような観光地として誘客を図るには十分とは言えない状況にある。

公園については、大高山総合公園の建物や附属施設にも経年劣化が見られるため、利用者が安全・安心に利用できるよう整備する必要がある。

人口減少や物価高騰など、さまざまな要因により観光入込数が減少している中、自然環境や歴史文化などの豊富な観光資源を活かしたイベントの開催や旅行商品の開発・造成などによって誘客・地域活性化を図っていくことが求められている。

⑧ 港湾

平成 9 年 6 月に一部供用開始された津軽港は、上屋の建設後、港内静穏度確保を目的とした南側防波堤の延伸工事の建設が進められ、平成 30 年度をもって延伸工事が完了した。建設当初は想定されていなかった大型陸上風力発電部材の荷揚げの増加、洋上風力発電事業での活用等、津軽港に求められる役割が大きくなっており、既存利用を含めた荷積み場確保のため、埠頭用地拡大等が課題となっている。また、令和 5 年に港湾管理者である青森県が津軽港を洋上風力発電事業の O&M（オペレーションメンテナンス）港として整備する方針を示し、令和 7 年度から 4 か年の計画で整備が行われることとなった。

津軽港の後背地の大半は保安林（県、財産区、個人）となっており、加えて、一部は津軽国定公

園特別地域でもあるため、利活用にあたっては保安林等の解除申請を行う必要がある。また、解除にはその後の利用計画を明確にしなければならないため、解除のハードルはかなり高い。

(2) その対策

① 農業

近年の農業情勢を背景とした農業者の高齢化の進行とそれに伴う担い手不足などに対応するため、新規就農の促進や認定農業者などの中核的担い手農家の強化を図って、各種制度資金・研修制度の優遇措置を実施する。また、ICTを活用した品質向上や省力化、労働力不足解消などが期待されるスマート農業の活用に向けて、その基盤となるGNSS（Global Navigation Satellite System：衛星測位システムを用いて地上の位置関係を求める測量作業）の基地局を整備し、ロボット機械の導入を促進する。また、農産物の販路拡大を図り、農業所得の向上につなげることで、魅力ある農林水産業を目指す。付加価値の高い農産物・加工品等の開発販売、地域資源を活用した観光等他分野との連携による農家所得の向上対策に努めるほか、学校給食での地元農産物の使用を促進するなど「地産地消」への取組を進める。

農業基盤の整備においては、生産基盤の強化と農作業の効率化を図るため、区画整理や農業用排水施設等の整備・長寿命化を地域のニーズに応じた実施する。また、農業水利施設の長寿命化対策や防災・減災対策についてもきめ細かい対応を進める。

有害鳥獣対策については、青森県猟友会鱒ヶ沢支部並びに鱒ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊の協力を得ながら、捕獲駆除や農地の巡回、地域住民と連携した追い上げ活動、その他忌避対策などの被害防止活動を実施する。市街地への危険鳥獣対策については、県や警察等と協力しながら、緊急重量制度により被害防止に努める。また、後継者や担い手育成については、資格講習から猟銃の購入までの経費を補助し、免許所有者の増加を目指す。

☆目標

評価指数	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
認定農業者数及び新規就農者数（人）	133	150

② 林業

木材価格の長期低迷により依然厳しい状況が続いていることから、森林資源の充実と森林の公益的機能の増大による林業振興を図る。また、自ら森林を経営・管理することが困難な森林所有者の意向を踏まえ、町が仲介役となって林業経営者への経営を委託又は町が自ら管理し、森林の有する多面的機能の継続的な発揮と森林のサイクル「植える→育てる→伐って使う→植える」の維持に努める。

また、森林環境譲与税を活用し、手入れの遅れた森林について、林業経営者への再委託や町が森林所有者の委託を受け経営管理することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化の一体的な

促進を図る「森林経営管理制度」により、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、間伐等による森林整備の早期実施及び実行量の増加に努める。

☆目標：毎年 10ha の管理委託

③ 水産業

海面水産業振興については、浜の活力再生プランに基づいて魚価向上や高付加価値化、商品開発、資源管理、新規就業者の獲得や人材育成等の水産振興事業を自主的に行う団体に対して助成金を交付し、漁業収入・所得の確保に努めることとする。

内水面水産業振興については、鱈ヶ沢ブランド「アユ」、「イトウ」の増養殖事業及びサケ増養殖事業の安定生産及び適正な管理運営に努め、内水面行業及び地域産業の振興を継続する。

漁港漁場施設の整備については、管理者である県や漁業協同組合とともに鱈ヶ沢漁港（赤石漁港含む。）の機能保全・強化や長寿命化を目的とした計画的な整備を実施する。

☆目標：西北地区水産物供給基盤機能保全事業の実施

④ 地場産業の振興及び起業の促進

地場産業の振興については、引き続き「ヒラメのツケ井」の販売促進に努めるほか、インターネット等を活用して認知度を高めるなど、地域産品の付加価値向上・ブランド化推進による売れる産品づくりや地産地消体制の構築、販路拡大に努める。

また、「ヒラメ」や「肉」、「スイーツ」等の食イベントの開催により得られたデータを活用した生産加工や商品開発、販売・流通等の可能性を検討し、地域農林水産物の 6 次産業化や販売、飲食等により新たな客層の集客や地域の活性化、雇用の場の創出を図る。

さらに、本町のふるさと納税では、農林水産物をはじめとした地域資源を活用した商品が返礼品として人気を得ている。返礼品の参加事業者の拡大を図った支援を実施し、全国への地域産品の発信と地域経済の活性化を図る。

☆目標

評価指数	基準値（令和 6 年度）	目標値（令和 12 年度）
ふるさと納税返礼品参加事業者数	51 件	69 件

⑤ 企業の誘致対策

企業誘致については、地域経済の活性化、雇用創出を図るために有効な手段であることから、将来性のある産業分野であることはもとより、かつ本町及び県津軽地域においても導入可能性のある分野、関連の有望企業等の誘致を積極的に進めることとし、企業誘致の促進に確実に結びつく必要な条件整備についても積極的に進めるものとする。

臨海型企業誘致については、津軽港後背地の整備拡充が必要となることから、主要地域等を結ぶアクセス網の整備促進についても関係機関等に対し引き続き積極的に要望していくものとする。

新たな産業立地の誘導については、青森県日本海南側洋上風力発電事業を契機とした津軽港と連携した後背地利用計画（産業集積構想）を検討するとともに、津軽港周辺の臨海型企業誘致の推進を図る。

以上の対策を踏まえ、企業誘致の促進を図るため、誘致企業の有利制度等の充実や高速交通網に対応したアクセス道路等の早期整備要望、企業誘致を推進するための地元受入態勢の強化と充実及び洋上風力発電事業関連企業の受入、同事業の地元参画に関する施策を推進する。

☆目標：立地企業の固定資産税の税制措置や企業誘致奨励条例の補助制度等の追加

⑥ 商業

本町の商工業の振興を図って事業継続及び経営安定を支援するため、町商工会を中心とした地場産品を活用した地域振興事業やプレミアム商品券発行事業を実施するとともに、創業や事業安定のための補助金等の制度を実施する。

☆目標：中小企業の経営安定への継続支援

⑦ 観光及びレクリエーション

自然や歴史文化といった豊富な観光資源の再考と磨き上げを行い、海岸部及び岩木山リゾート地域、白神山地～赤石川流域の各エリアについて質・量ともに集積し、滞在型、体験型の観光地として、「見」、「食」、「遊」、「泊」の各条件を備えた観光地としての魅力を高めていくものとする。また、令和2年度に設立された津軽圏域DMO（観光地域づくり法人）「Clan PEONY（クランピオニー）津軽」を中心に津軽地域14市町村が連携しながら、津軽圏域の観光振興を推進するほか、町PR事業及びイベント開催や旅行商品造成、商品開発により誘客促進を図る。

観光客受入体制整備の一環として、利用者が安全で快適に利用できるよう、老朽化した設備の補修・修繕対応など、適切な維持管理に努める。特に、「海の駅わんど」については、町観光の拠点となる施設であるため、老朽化への対応に加え、施設内周遊や町内観光の滞在時間延長を図ったりリニューアルを推進する。

☆目標

- ・観光施設の適切な維持管理
- ・利用者の安全の確保

評価指数	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
観光入込数	384千人	400千人

⑧ 港湾

日本海北部の経済交流拠点としての役割を十分に発揮するために、埠頭用地の拡大、各主要幹線道路とのアクセス充実などの港湾機能強化を要望していく。港湾管理者である青森県による洋上風力発電事業における O&M 港としての整備が始まっているが、町にも津軽港建設に係る負担が発生する。

また、洋上風力発電事業の O&M 港として利活用されることを契機に、町及び津軽地域の産業振興等につなげる。また、洋上風力発電事業者による後背地を活用した事業展開を図り、津軽港の利用促進及び津軽地域の雇用拡大と経済発展に寄与を図る。

☆目標

- ・津軽港の埠頭用地の拡大と主要幹線道路とのアクセス充実といった港湾機能強化の要望継続

上記に記載したすべての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 水産業	内水面増養殖施設整備事業	町	
	(2) 漁港施設	水産施設改修事業費負担金 漁港整備事業負担金	県・鯺ヶ沢町 漁協 県	
	(3) 経営近代化施設 農業	農業水利施設整備事業費負担金 農業用ため池点検・整備事業	県 町	非充当
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	海の駅整備事業	町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光関連施設整備事業 大高山総合公園整備事業	町 町	
	(11) その他	水産動植物種苗放流事業 サケ回帰率向上事業 商工振興各種補助金 外国人旅行者受入態勢整備事業	町 鯺ヶ沢町漁協町・鯺ヶ沢町商工会 町	助成金ソフト 補助金ソフト ソフト

		津軽港建設事業負担金	県	
--	--	------------	---	--

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
鱒ヶ沢町全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり。

これらの産業振興施策の実施については、青森県及び五所川原圏域定住自立圏等の周辺関係市町村との連携を図りながら推進する。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

- ・農業用ため池施設等について

点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判定し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組む。地域や受益者の存続を考慮し、流域の災害防止の観点からも施設の維持保全を検討する。

- ・産業系施設について

点検・診断結果を踏まえ、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的な長寿命化・更新等に取り組む。

このことから、本計画に記載されたすべての公共施設について、鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

現代社会では、情報通信インフラの高速・大容量化やパソコン、スマートフォン等の普及率の上昇により情報通信技術（ICT）があらゆる分野で活用されており、社会経済の重要な基盤となっている。このような情報化の進展は、生活環境の改善や、産業経済の振興等、地理的不利性から時間的距離の制約を緩和するうえで大きな効果が期待されている。

本町では、光回線や携帯通信網の整備が進み、行政や住民生活、産業分野において ICT 活用がみられる。一方で、高齢者を中心に ICT 活用が進まない層があり、情報取得や行政サービスの享受において格差が生じている。また、地形等による通信環境の地域差や手続きのオンライン化、一部産業分野での活用不足も課題となっており、デジタルデバイド対策と通信安定、情報化推進が求められている。

また、行政サービスの向上や業務の効率化を図るために、行政手続きのデジタル化・オンライン化が求められているところであるが、国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」の利用は進んでおらず、町独自のシステムについても未構築である。

防災体制における情報化については、令和2年度に防災行政無線システムのデジタル化（親卓・遠隔操作卓・中継局）を実施し、デジタル方式へ完全移行した。しかし、各家庭に設置されている戸別受信機の切り替え未実施世帯への切り替え推進と非常時に備えたシステムの維持管理が必要となっている。

(2) その対策

本町においては、情報通信基盤を活用した地域情報や行政情報の積極的な提供・収集を図りながら、住民と行政の連携など、さまざまな分野における積極的な活用を推進する。また、小・中学校での ICT 教育の推進のほか、地域住民にはこれまで実施してきたパソコン教室に加えスマートフォン教室を実施するなど、情報通信技術の活用及びデジタルデバイド対策を推進する。

町民の利便性向上と行政事務の効率化を目的に、行政サービスのデジタル化を段階的に推進する。申請・届出のオンライン化を進めつつ、高齢者等には相談支援と対面・紙対応を併用し、誰一人取り残さない体制を整える。併せて、職員のデジタルスキル向上と業務効率化を図り、デジタルデバイド対策や災害時対応も踏まえた多様な情報提供体制の強化を進める。さらに、行政手続きのデジタル化・オンライン化については、住民の行政手続きの利便性向上のため「マイナポータル」をはじめとする申請手続きのオンライン化を促進するとともに、各種見直し等を含めた行政事務のデジタル化による業務の効率化を図り、行政サービス向上を推進する。

防災行政無線の定時放送で提供される行政情報については、SNS での発信を実施しており、戸別受信機の設置率が低い若年層世帯への情報提供ツールとして活用している。引続き戸別受信機の設置及び SNS への登録を推進するとともに、災害時の迅速かつ適切な情報発信のためのシステム維持管理を行う。

☆目標

評価指数	基準値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
オンライン手続き 対象件数 (件)	48 件	60 件
町公式 L I N E 登 録者数 (件)	1,319 件	1,500 件

上記に記載したすべての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のための 施設 防災行政用無線 施設	防災行政無線整備事業	町	
	(3) その他	オンライン手続き専用システム整備事業	町	非充当

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鯉ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進する。

このことから、本計画に記載されたすべての公共施設について、鯉ヶ沢町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 町道の整備

道路整備については、住民生活や産業を支える社会経済基盤施設であるとともに、地域間交流における人的・物的交流の基礎となり、地域振興において重要な要素であることから、必要不可欠な施策としてこれまでも重点的に整備に努めてきた。

本町が管理する町道及び橋りょうについて、整備状況は総延長のうち、令和2年度末時点において、町道改良率82.5%、舗装率86.3%と高い水準にある。しかし、依然として住宅密集地や集落間を結ぶ道路は幅員が狭いうえ、危険箇所も多く、交通に支障をきたしている状況にある。また、幹線町道においては、急こう配や急カーブが多いことから、特に冬期間の交通安全確保のため、早急な整備が求められている。さらに、町道の舗装、橋りょう、法面等の劣化が進み、安全対策や抜本的な維持補修が求められている。しかし、財政状況が厳しいことからその進捗は遅れをとっているため、優先度等を踏まえた実効性の伴う計画の策定が必要である。

冬期間は吹雪による吹き溜まり等の発生や除雪機械等の老朽化など雪国ならではの問題が交通に大きく影響を及ぼしており、その対策が求められている。

町内の防犯灯は、長寿命で消費電力の少ないLEDに切り替えたことで経費削減の効果が現れている。一方で、大型の道路灯のLED化については、令和元年度から小夜ヶ丘線や鳴戸林町線、橋りょう等の道路灯から順次更新を行っているが、経費が高額なため、計画的な整備が求められている。

通学路等の歩道整備については、現状では危険箇所等の対応が不十分であるため、歩行者等の安全確保はもとより、バリアフリーに配慮した施設整備が求められている。

② 農道、林道の整備

農道については、ほ場等土地基盤整備が完了し、高生産性農業の確立・実践が可能な地区を中心に整備が進められているが、幹線農道（広域農道）以外については、大型農業機械が侵入できないものが多く、作業効率が低い状況にあるため、改良整備を進める必要がある。

林道については、急こう配・急カーブが多いことから、交通の安全を図って、舗装・補修等の道路維持に努めていく必要がある。

農道、林道ともに、近年の気候変動の影響で発生するゲリラ豪雨の影響で崩落するなど、通行に支障がでることが多くなっており、適切な維持管理が必要となっている。

③ 交通確保対策

地方が抱える共通の問題としてバス路線の維持がある。マイカーの普及や少子高齢化及び過疎化等により、バス利用者の減少に歯止めがかからず減便や路線廃止を余儀なくされ、住民生活の足の確保においては実に様々な問題を抱え、その解消の仕方に苦慮してきた。

町内を走る乗合路線バスは、通学、通院、買い物等、地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしてきたが、マイカー利用者の増加に伴う利用者の減少で運賃収入が減少

し、交通事業者は厳しい経営状態が続き、町は運営費補助等の支援を実施するなどの総合的な対策を講じてきた。年々増加する事業者への補助金が町の財政を圧迫していることから、朝夕の時間帯と区間が乗合路線バスと重複しているスクールバスとの効率的な運行を検討した結果、平成 29 年度より、乗合路線バスとスクールバスを一本化させたコミュニティバスの運行を開始した。

しかし、依然としてマイカー利用者の割合は高いものの、高齢化が進む中で運転免許の返納や運転を控える高齢者は増加しており、バスをはじめとした公共交通機関の役割は今後ますます重要になってくる。

(2) その対策

① 町道の整備

町道の整備については、町内基幹路線の拡幅や集落内生活道の改良・舗装等を実施するとともに、防雪柵の設置等、冬期間の交通安全対策を実施する。橋りょうについては、橋りょう点検を実施し、長寿命化修繕計画に基づく予防的な修繕により橋りょうの長寿命化を図り、地域の道路網の安全性・信頼性を確保するため、橋りょう補修の整備促進を図る。これらの整備の実施にあたり、道路台帳の整備や舗装個別施設計画の策定も行っていく。

また、安定的な除排雪体制の確保・強化を図るため、老朽化した除雪機械等の計画的な更新や増強を行うとともに、近年大型化している除雪車両の機能を最良の状態に維持管理するため、平成 4 年に建築し、老朽化が進行する除雪センターの整備についても検討していく。

さらに、道路及び歩道の安全を確保するため、道路灯の LED 化を引き続き計画的に行っていくとともに、子どもや高齢者等のためのバリアフリーに配慮した施設整備を図る。

☆目標

評価指数	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
町道路線改良率 (%)	82.5	83.1

② 農道、林道の整備

農業生産、物流、農村地域の生活を支える社会資本として整備・利用されてきた農道であるが、情勢の変化に伴い、一般車両の通行が増加し、通行量が増加していることから、計画的かつ効果的な保全管理に努め、地域の道路網の安全性と信頼性を確保する。

林道については、多面的機能を有する森林の適正な整備及び林業経営の効率化等を推進するうえで重要な施設である。このことから、林道の機能を減殺させないよう、地域と連携し、常時良好な状態を保つよう保全管理に努める。

☆目標：農道・林道の安全確保を目的とした維持管理の実施

③ 交通確保対策

地域公共交通の確保対策については、多様化する利用者ニーズに対応した運行路線やダイヤの設定を行い、住民の生活に役立つ、実情に根差した交通サービスの提供を図り、社会基盤として不可欠な公共交通の利用を促進する。

また、経路検索サービスの普及により需要が増すと思われるバス運行時刻のオープンデータ化について検討を進めるとともに、住民に対しコミュニティバスの制度や利用方法について広報誌等を活用した周知を進める。

☆目標

評価指数	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
コミュニティバス利用者数 (人)	39,765	40,000

※高校生以上の利用者数

上記に記載したすべての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路 橋りょう その他	町道改良整備事業 橋りょう補修整備事業 法面補修整備事業 防雪柵整備事業 道路・橋りょう道路灯LED化事業	町 町 町 町	
	(2)農道	農道改良整備事業	町	
	(3)林道	林道改良整備事業	町	
	(8)道路整備機械 等	除雪機械整備事業 除雪機機械車庫整備事業	町 町	

(9) 過疎地域持続 的發展特別事業 公共交通	コミュニティバス等運行事業 〔事業内容〕 町内全域において、スクールバスと路線バスを 一本化したコミュニティバスを運行する。 〔必要性〕 住民の通学・通院や買い物の足であり、特に高 齢者にとっては数少ない交通手段であるため 必要である。 〔効果〕 最低限の交通が確保されることで、住み慣れた 場所を離れる必要がなく、人口の流出が抑制さ れる。	町	
(10) その他	地域公共交通計画更新事業 舗装個別施設計画策定事業 道路台帳補正事業	町 町 町	ソフト ソフト ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

・道路・橋りょうについて

計画的かつ効率的な点検・診断の実施により充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新等に取り組む。

このことから、本計画に記載されたすべての公共施設について、鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道、下水処理施設の整備

本町の令和6年度末の水道普及率は87.3%で、全国平均の98.2%及び青森県平均の97.6%を下回っている。水道未普及地域においては、飲用井戸や湧水等を利用して集落単位の小規模水道で補完している状況であるが、湧水等の水不足や水道施設の管理不十分等の問題により、飲料水の安定供給と衛生管理が課題となっている。また、統合上水道施設や浄水施設等については、施設の老朽化が進行しているため、計画的かつ効率的な施設回収や耐震化等が求められているが、給水人口の減少に伴い収益が年々減少していることから、資本投下を抑制せざるを得ない状況となっている。

本町の令和6年度末の下水道処理人口普及率は33.6%で、全国平均の81.8%及び青森県平均の64.2%を下回っている。公共下水道事業については、平成14年度から一部供用開始され、計画的に事業が進められているが、人口減少や高齢化の進行により下水道加入率が伸び悩んでいる状況となっている。

農業集落排水事業は、平成4年に長平地区、平成7年度に中村地区と種里地区、平成10年度に建石地区と南浮田地区をそれぞれ着手し、令和6年度末には5地区で供用されているが、施設の老朽化や人口減少等による加入率の伸び悩みが課題となっている。

② 脱炭素・循環型社会づくりの推進

本町のごみ・し尿処理は、本町と深浦町で構成する西海岸衛生処理組合による共同処理を基本に、町内全域の収集・運搬・処分の体制が整備されている。平成13年度から稼働しているごみ処理施設「エコクリーンアファイ」は、老朽化により低下した処理能力を回復させるための基幹的設備改良工事を令和5年度から6年度にかけて実施した。しかし、人口減少の進行によりごみの総排出量の減少が想定される中で、令和18年度から開始するごみ処理事業の広域化やごみ処理施設の集約に向けた調査・検討を行う必要がある。

また、旧ごみ処理施設について、ダイオキシンやPCB等の成分検査及びその対策等を考慮した解体事業計画の策定と解体工事をしなければならない。

加えて、西海岸一般廃棄物最終処分場については、周辺環境の安全性確保に最大限配慮した高度なシステムが導入されているが、供用開始から10年以上が経過しており、今後の対策が急がれる。

し尿処理施設については、昭和60年の供用開始から40年以上が経過し、老朽化による損傷が多数見られ、し尿処理作業へ与える影響が著しいことから、令和8年度からの本格的な広域化に向けて施設整備等を進める必要がある。

ごみ収集・運搬車両については、これまでも計画的な管理・更新を行っており、今後も継続する必要がある。

脱炭素・循環型社会づくりの推進は、地球温暖化や資源枯渇等の地球規模の環境問題に対応するための重要な取組みである。二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球温暖化が進行し、気候変動や異常気象が世界各地で発生し、本町においても令和4年8月の水害をはじめとする大規模な

豪雨災害が発生している。環境問題が深刻化する中、本町においても自然環境への負担を抑えるため、ごみの減量化及び資源化の推進やごみの不法投棄対策、海岸漂着物の清掃活動の促進が必要である。

本町では、地球温暖化対策の推進を図るため、2050年カーボンニュートラルの実現に向けてゼロカーボンシティを宣言するとともに、つがる市と深浦町との3市町共同の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、低炭素循環型社会の形成を目指している。しかし、近年、再生可能エネルギーの大規模な事業化に向けた動きは見られるものの、町民生活や町内の産業活動においては温室効果ガス排出削減に向けた取り組みが浸透していない状況にあり、今後は町民や事業者の行動変容や再生可能エネルギーの地域活用などを後押ししていく取組の推進が求められている。

③ 火葬場

火葬場は平成7年度の供用開始から30年が経過しており、焼却施設の損傷が著しい状態である。火葬業務に支障が出ないように毎年修繕を実施しているが、今後は設備の更新や施設の大規模改修を実施する必要がある。

④ 災害や危機に強い地域づくり

本町における常備消防及び救急については、鱈ヶ沢地区消防事務組合（深浦町との連携で組織する一部事務組合）を組織し、地域住民の安全を守り、かつ安心な住みよい地域づくりを目指し、予防活動や緊急時に備えている。大規模化する自然災害や、多様化する火災・救急・救助事案に迅速かつ的確に対応するため、機動力の向上と資機材や装備、施設等の充実が求められており、高度救急活動の充実に努める必要がある。特に、山岳遭難への出動など悪路に対応していた車両が更新されておらず、災害対応に苦慮することが多いため、早急な対応が必要となっている。また、火災被害から命や財産を守る住宅用火災警報器の設置率が令和2年度は65%であったものが、令和6年度は75%まで上昇しており、住民への啓発活動の効果がみられる。今後も住民の意識向上を図って、啓発活動の継続が求められる。

非常備消防（消防団）については、団員の高齢化や過疎化等による退団が相次ぎ、団員の確保が困難な状況にある。また、消防団屯所や車両についても老朽化による更新や修繕対応が必要となっている。団員の減少や施設、機材の更新等に合わせて、消防団各部の再編による体制構築が必要となっている。

また、多発する自然災害の猛威から住民を守り、その被害を最小限にとどめるため、住民の防災意識の向上や地域における「自助」、「共助」、「公助」の理念に基づいたそれぞれの役割の明確化、相互連携による防災対策の充実に努める必要がある。地域住民自らが率先して自主的に防災活動等を行う「自主防災組織」については、本町ではこれまでも結成を支援し、災害に強く安心して暮らせる地域づくりに努めているが、自主防災組織の結成数の増加が少なく、一部の町内会のみで結成となっていることから、引き続き結成の促進に努める必要がある。

また、倒壊等著しく保安上危険となる恐れや著しく衛生上有害となる恐れがある、または著しく景観を損なっている状態の特定空家等については、少子高齢化の進行によりますます増加すると考えられ、除却や利活用の対策が求められている。

⑤ 公営住宅

本町の管理戸数の半数以上が昭和 50 年代に建設されたものであり、経年に伴う劣化や老朽化が激しい状況となっている。躯体の不具合については、現在、可能な範囲での修繕対応を行っているものの、今後さらなる老朽化が進行し、将来的な修繕費用の増大はもとより、居住施設としての安全性や信頼性の低下が危惧されている。

核家族化の進行に伴い高齢者のみの世帯も増加していることから、高齢者や障がいを持つ人が安心して暮らせるようバリアフリー化に対応した住宅を整備し、定住促進を図るため、高齢者や子育て世帯が暮らしやすい住宅の供給が求められている。

⑥ 都市計画

本町の都市計画マスタープランは、平成 7 年度の策定以降一度も改定されずに 20 年以上が経過し、青森県が令和 2 年度に策定した鱒ヶ沢都市計画区域マスタープランや現状との差異が生じている。そのため、マスタープランの改定を行い、地域性などに配慮した計画的なまちづくりが求められている。

⑦ その他の公共施設

平成 29 年 5 月で役割を終えた旧鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部・鱒ヶ沢消防署の旧庁舎や令和 3 年 4 月で役割を終えた旧役場庁舎について、景観や周辺の安全確保のため、早急な解体が求められている。また、廃校施設については、解体費用が高額なため計画どおりに進んでおらず、特に木造校舎は施設の老朽化が目立ち、豪雪等により建物の一部倒壊等がみられているほか、防犯・防災のための応急修繕、草刈、危険木伐採等の維持管理作業も必要であり、適正な管理に苦慮している。

(2) その対策

① 水道、下水処理施設の整備

住民の生活水準や公衆衛生の維持向上のためには、安全で衛生的かつ快適な必要咲いて減の生活環境にかかる社会基盤施設の整備が必須である。このため、水道の未普及地域においては、上水道の区域拡充を推進し、既存施設の改善や衛生管理指導の徹底に努める。また、老朽化した水道管路の布設替えを計画的に行い、耐震化率の向上に努めるほか、安全で衛生的な水を供給できるよう浄水施設や管路排水設備の整備を推進する。

下水処理施設の整備促進については、地域の実情に応じて公共下水道や集落排水施設等の計画的な整備を図るとともに、安全・安心で快適な生活環境の形成にかかる普及活動や積極的な加入促進に努める。

☆目標

評価指数	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
------	-------------	--------------

水道管路耐震化率 (%)	26.6	28.6
下水道区域内普及率 (%)	97.2	100

② 脱炭素・循環型社会づくりの推進

ごみ処理施設については、「エコクリーンファイ」の使用を継続するため、計画的な施設整備を行うとともに、重機購入等により処理能力向上を図る。また、将来の人口減少を見据えて、より効率的かつ効果的なごみ処理体制のあり方について、五所川原市、つがる市、深浦町、鶴田町、中泊町及び本町の2市4町で構成されるつがる西北五広域連合において、広域的なごみ処理体制の構築に向けた検討を進め、令和18年度からの供用開始に向けて、令和9年度からの設計及び調査への着手や建設事業が開始された際は、当該事業へ参画する。

し尿処理施設については、令和8年度から本格的につがる西北五広域連合での処理が開始となるため、処理場に係る施設整備を行う。また、供用終了となる既存施設について、解体等の処分を行う。

西海岸一般廃棄物最終処分場については、ごみの減量化や適切な維持管理により施設の長寿命化を図っているが、おおむね令和15年度には埋立容量の限界に達する見込みである。このことから、搬入停止となる前に新たな処分場の整備または確保を行う。埋立処分が終了した一般廃棄物最終処分場は処理施設の除去等の対策が必要である。

旧ごみ焼却処理施設の解体については、令和7年度に施設内のアスベスト含有量等の成分検査を実施したことから、今後、計画的な施設の解体・整理を進める。

ごみ収集・運搬車両については、計画的な整備・更新を継続する。

循環型社会づくりの推進については、つがる市、深浦町及び本町の3市町で策定した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の取組みや学校教育や社会教育、地域のボランティア活動など、あらゆる機会を活用してごみの減量化及び資源ごみ回収の重要性について啓発を行う。また、資源ごみのリサイクル率向上の住民意識醸成や不法投棄対策に継続して取り組む。

☆目標

評価指数	基準値（R6年度）	目標値（R12年度）
リサイクル率（%）	11.2	15.0

- ・つがる西北五広域連合新ごみ処理施設建設及び共同利用
- ・つがる西北五広域連合中央クリーンセンターの共同利用
- ・旧ごみ焼却処理施設の計画的な維持管理及び解体・整理の実施

③ 火葬場

運営については、これまでのとおり指定管理者制度により適切に管理運営を行う。

焼却設備は、炉の入替による長寿命化を進め、利用者に不便を来すことがないように努める。

☆目標：安全利用を目的とした維持管理の実施

④ 災害や危機に強い地域づくり

常備消防及び救急については、住民の安全を守るため消防・救急車両や関連施設の更新や設備等の充実強化を図り、一層の機動力の向上と体制整備を図るとともに、隊員の技術能力の向上に努める。また、地域住民に対する火災予防や住宅用火災警報器の設置に関する広報等、火災の未然防止と被害軽減対策を継続する。

非常備消防については団員の確保と技術能力の向上を図るとともに、住民の安全を守り施設の機能を回復・強化するため、老朽化した屯所や消防団車両、可搬ポンプ、水利施設等の整備、充実を図る。また、資機材等の更新に合わせて、消防団各部の再編による体制構築を進める。

地域防災については、災害に対する意識醸成を目的とする防災講演会や防災教室、防災訓練の実施や防災マップによる防災意識の向上と利活用の促進、避難所の防災備品の拡充、災害時の安全確保のための避難道における照明の整備等、ソフト、ハード両面の対策に努めるとともに、自主防災組織の結成を支援し促進する。

特定空家等については、実態調査を行い所有者・管理者に対し適正管理の指導・助言等を実施するほか、除却に要する経費を助成するなど不適正な空き家の削減を図っていく。

☆目標

評価指数	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
住宅用火災警報器設置率 (%)	75	80
自主防災組織数 (団体)	18	24

・消防団屯所建築及び旧屯所解体工事の実施

⑤ 公営住宅

令和元年度に策定した鯉ヶ沢町町営住宅長寿命化計画に基づき、住民の安全と安心した生活を確保するため、耐用年数が経過した住宅や経年劣化が進んでいる住宅から計画的に団地の集約や建て替えを推進する。

また一般住宅等の整備については、若者やUJI ターン者の定住促進を図るため、空き家のリフォーム支援などを推進する。

☆目標：住民の安全・安心のための維持管理の実施

⑥ 都市計画

鯉ヶ沢町都市計画マスタープランの改定により、都市機能の向上を図り、現状に沿った用途区域の変更や都市計画図の更新を行っていく。

☆目標：鱈ヶ沢町都市計画マスタープランの改定

⑦ その他の公共施設

公共施設の解体工事については、施設の老朽化が進行しているため、危険度判断や土地の再利用等を考慮しながら計画的に判断し、限られた予算内で優先順位の検討を行う。また、近年の異常気象（大雨、防風、大雪など）により核施設の損傷が激しいため、随時巡回し関係機関と連携しながら対応する。

廃校施設や木造施設については、倒壊の危険性や防犯面を考慮し、優先的な解体工事を実施し、近隣敷地等の安全を確保する。

☆目標：計画的な維持管理及び解体の実施

上記に記載したすべての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	水道管路緊急改善事業 浄水場整備事業	町 町	非充当 非充当
	(2)下水処理施設 公共下水道 農村集落排水 施設	管路排水設備整備事業 公共下水道整備事業 農業集落排水施設整備事業	町 町 町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	一般廃棄物焼却処理施設整備事業 一般廃棄物焼却処理に係る重機購入事業 一般廃棄物収集運搬車両整備事業 し尿処理場整備事業	西海 岸衛 生処 理組 合 西海 岸衛 生処 理組 合	つがる 西北五 広域連 合へ移 行予定 つがる 西北五 広域連 合へ移 行予定

	(4)火葬場	斎場整備事業	町	
	(5)消防施設	消防・救急車両整備事業 消防・救急装備・資機材等保管倉庫整備事業 屯所整備事業 消防団車両整備事業 可搬式小型動力ポンプ等整備事業 消火栓及び防火水槽等整備事業	鱒ヶ 沢地 区消 防事 務組 合 鱒ヶ 沢地 区消 防事 務組 合 町 町 町 町	
	(6)公営住宅	町営住宅整備事業	町	非充当
	(7)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	旧ごみ焼却処理施設解体事業 〔事業内容〕 現在使用されていない旧ごみ焼却処理施設の 解体を行う。 〔必要性〕 自然災害や腐食による倒壊や破損、害虫・害獣 の発生、不法侵入・不法投棄・放火等犯罪の温 床となる危険性があるため、必要である。 〔効果〕 近隣住民の安全が確保される。 し尿処理施設解体事業 町営住宅解体事業 〔事業内容〕 耐震性のない町営住宅の解体を行う。 〔必要性〕 自然災害や腐食による倒壊や破損、害虫・害獣 の発生、不法侵入・不法投棄・放火等犯罪の温 床となる危険性があるため、必要である。 〔効果〕 近隣住民の安全を確保でき、美しい景観を守る ことで交流人口の拡大や定住促進につながる。	西海 岸衛 生処 理組 合 西海 岸衛 生処 理組 合 町	つがる 西北五 広域連 合へ移 行後、 実施予 定

		公共施設等解体事業 [事業内容] 老朽化した公共施設や廃校等の解体を行う。 [必要性] 自然災害や腐食による倒壊や破損、害虫・害獣の発生、不法侵入・不法投棄・放火等犯罪の温床となる危険性があるため、必要である。 [効果] 近隣住民の安全を確保でき、美しい景観を守ることで交流人口の拡大や定住促進につながる。	町	
	(8)その他	都市計画マスタープラン改定事業 空き家対策総合支援事業 防災備品及び防災資機材整備事業	町 町 町	ソフト 助成金 ソフト 非充当

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

- ・上下水道等施設、火葬場について

計画的かつ効率的な点検・診断の実施により充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新等に取り組む。

- ・消防施設について

点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的な長寿命化・更新等に取り組む。

- ・公営住宅について

定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで、居住性・安全性等の維持・向上を図り、長期的に活用する。老朽化が進行した建物は建替えや修繕を含め安全確保に取り組む。

- ・公園施設について

計画的かつ効率的な点検・診断の実施により充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組む。点検・診断結果により危険性が認められた場合は早急に撤去もしくは修繕を実施する。

- ・廃校施設について

老朽化の進行する建物のうち将来の利活用が見込めない施設は、施設の安全性、維持管理費の増大を考慮し、継続使用しない施設は解体を検討する。

このことから、本計画に記載されたすべての公共施設について、鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

旧役場庁舎、旧消防署については、公共施設等総合管理計画に直接該当するものはないが、計画の公共施設の縮減目標では、以下のとおり記載されている。

施設の老朽化、安全性に係る重要度・緊急度などの評価を踏まえ、改修や解体等の優先順位を明確化し、中長期的な更新・改修計画に基づく施設の縮減を目指す。
このことから、本計画との整合性がとれている。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

本町の出生数は急速な減少傾向が続いており、平成20年に54人であったものが、平成25年には45人、平成30年には25人、令和6年には15人にまで減少しており、少子高齢化の進行とこれに伴う人口の減少は、地域社会全体の活力の減退、一世帯あたりの家族構成員の減少、地域連帯意識の希薄化等と相まって、子どもを安心して産み育てる環境をより一層厳しくしている。また、人口減少により労働力人口の減少も懸念されている。今後は少子化対策と併せて、妊娠・出産期からの切れ目ない支援の提供をはじめ、子育てしやすい生活・社会環境の整備等が必要とされている。このような家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応する必要がある。

本町では、乳児すこやか支援事業として、出生から満1歳までの期間中、8回に分けて計40袋の紙おむつを健診時や助産師等の訪問時に支給している。子育て家庭の経済的負担軽減のほか、産後うつや児童虐待等の予防・早期発見の一助となっている。

本町における令和6年度の教育・保育施設数は、私立幼保連携型認定こども園1か所、私立保育所型認定こども園2か所となっている。保育料及び副食費は、近隣市町村ではすでに完全無償化を行っているところもあるが、本町においては、実施しておらず、数組の子育て世帯が近隣市町村へ転出している要因が無償化をしていないことも転出の理由の一つと考えられる。

現在、町内には医療的ケアが必要な子どもが2名いる。受入施設については、1ヶ所あり、医療的ケア児の受入体制を構築できているため、今後は体制維持が必要となる。

また、町内に2か所ある放課後ルームは年間250日以上開設し、放課後や長期休業中等に家庭に監護者のいない児童にとって欠かすことのできない居場所となっている。しかし、放課後ルームで児童を支援する放課後児童支援員の高齢化や、保育・学校生活で支援が必要な児童の増加、様々な家庭環境による支援の複雑化等が課題となっている。さらに、これらの施設のなかには洪水浸水想定区域や津波浸水想定区域など危険区域内に設置されている施設があり、高台への移転が求められているほか、施設の老朽化による度重なる改修費用も課題となっている。

② 高齢者の保健、福祉の向上

本町における65歳以上の高齢者比率は人口減少などの社会的要因を背景とし年々増加傾向にあり、平成2年には18.0%（H2国勢調査）だったが、令和2年には44.6%（R2国勢調査）まで増加している。今後もさらなる高齢化の進行が想定され、支援が必要とされる一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等が増えることが見込まれ、家庭での介護力の低下が危惧されている。このような超高齢社会のなか、生活に不安を抱える高齢者世帯や障がい者を持つ世帯が多く、また、認知症等により判断能力が不十分な高齢者への虐待や消費者被害が増加しており、高齢者の実態や動向を的確に把握し、高齢者のニーズに対応した生きがいがいづくりや各種サービスの充実に努め、高齢者が安心して暮らすことができる支援体制づくりが求められている。また、山間部等の移動手段のない引きこもりがち高齢者への対策も課題として存在している。

一方で、高齢化の進行は、豊富な経験や知識、技術を活かして地域社会に貢献できる高齢者が増加する側面もある。そのため、健康な高齢者や介護する家族にも配慮した福祉サービス、介護予防、健康づくりと生きがい対策の充実を図ることが重要となっている。

本町では、高齢者や障がい者が活動拠点とする施設が災害危険区域に立地し、老朽化も進んでいるため修繕等維持費が嵩んでいるなどの課題も多い。

さらに、家族間問題や家庭環境の変化、超高齢社会の進行から親類縁者とのつながりや近所付き合いが希薄化し疎遠となった方が亡くなるケースが近い将来発生することが予想されるため、その対策に苦慮している。

③ 健康づくりの推進

健康はすべての町民の願いであり、一人ひとりが充実した生活を過ごし豊かな人生を送るための基本条件である。本町の平均寿命（令和2年）は、男性78.8歳で県内29位、全国ではワースト16位、女性は86.4歳で県内19位、全国ではワースト46位と、男女ともに下位に位置している。主な死亡原因は悪性新生物によるもので、全体の28.8%を占める。悪性新生物の部位別標準化脂肪日では、男性がすべての部位で、女性は胃がん・大腸がんが国や青森県と比較して高い状況である。また、心疾患や脳血管疾患等発症の重要な危険因子となる糖尿病や高血圧、脂質以上の有病率が高い傾向にあり、特定健診におけるメタボリックシンドローム該当者及び予備軍該当者も国や県と比較すると高い状況である。この傾向は子どもにも同様にみられ、生活習慣病予備軍が増えていることは大きな問題となっており、子どものころからの健康を意識した生活習慣の確立が重要となっている。

本町では、自分の健康は自分で作り自分で守ることを基本とし、地域・学校・行政が一体となって社会環境の質の向上を進め、「元気・寿命・幸せアップ」の実現に向けて、平成26年7月1日に健康宣言をした。その後、健康寿命の延伸を念頭においた生活習慣病対策や食生活及び運動習慣等の生活改善の取組みを進めるため、平成27年に「新・健康あじがさわ21」を策定し、健康増進施策を展開してきた。今後は、令和6年度に見直した「健康あじがさわ21（第三次）」を推進し、「全ての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を基本理念とした健康施策を推進する。

本町の感染症対策については、感染症のまん延防止と個人の重症化を予防し、町民が健康で安心した生活を送ることができるよう、定期予防接種の実施が必要となっている。

口腔衛生については、子どものむし歯対策を強化している。本町の児童・生徒のむし歯保有率は減少しているが、依然として1歳6か月健診及び3歳児健診での、う歯有病者率と1人平均う歯数が国や県と比較して高い状況にある。成人・高齢者に対しては、対象年齢を設定して無料の歯科検診を実施しているが、歯の健康に対する意識が低く、受信者が低い状況となっている。

（2）その対策

① 子育て環境の確保

令和7年3月に策定した「第3期鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、母子支援セ

ンター事業や乳児すこやか支援事業、子ども医療費助成事業の実施による子育て世帯の支援を継続し、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図る。

教育・保育施設や放課後ルームの利用については、保護者や関係機関との連携を密にし、ニーズにあったサービスの充実ときめ細やかな対応を継続する。災害危険区域内にあり老朽化が進行している教育・保育施設については、子どもが安心して快適に過ごせるよう、計画的な施設整備を進める。

また、地域子育て支援事業など子育て支援に関する周知を強化する。

医療的ケア児及びその家族が安心して子育てができる環境の整備は完了したため、今後は廃止することなく、支援の継続を行う。

保育費と副食費の完全無償化を実施して子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て世帯の町外流出を防ぐ。

☆目標

放課後ルームの年間開設日数：250 日以上

放課後ルームの年間利用児童数：延べ 13,000 人以上

地域子育て支援事業の実施

特別な支援が必要な子どもに対する支援事業の実施

保育料及び副食費の無償化

② 高齢者の保健、福祉の向上

本町においては、急速に進行する高齢化社会に対応するため、令和 5 年度策定の第 9 次鱈ヶ沢町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき「ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち」の実現に向けた体制づくりの推進に努める。

また、一人暮らしや重度の要介護状態（認知症・身体介護等）であっても、住み慣れた地域でいきいきと人らしく元気に暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実や総合的な高齢者保健・福祉対策の推進に努めるとともに、権利擁護が必要な人の早期発見や相談等に繋げるため、地域ネットワーク体制を強化し、成年後見制度の利用推進や支援を行う。

さらに、元気な高齢者と引きこもりがちな高齢者の組織化を図り、共に活動し、活躍できる場を創出する。

障がい者福祉については、多様な障がい者のニーズに対応し、福祉・医療・教育・労働等関係機関の連携強化を図りながら、日常生活への適応を支援し、社会参加の促進を図る。

公共施設や生活環境等の整備にあたっては、老朽化施設や災害危険区域にある施設の整備と障がい者等の利用にも配慮した施設づくりに努める。

また、重層的支援体制構築事業を実施し、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの属性を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・多様化した複合的な課題に対応する、地域一体となった支援体制を維持する。

☆目標

評価指数	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
成年後見人等申立て支援延べ人数 (人)	4	10
成年後見制度利用支援人数 (人)	10	10
生き生き元気運動教室参加人数 (人)	43	45
生きがい趣味の会利用者数 (人)	17	29

③ 健康づくりの推進

住民の健康寿命の延伸のために、健（検）診の実施や受診率向上、特定保健指導、親子プロジェクト（中学生健診）、糖尿病重症化予防事業、生活習慣病重症化予防事業など、さまざまな機会を通して保健指導や健康教育等を実施する。

定期予防接種の実施については、A類疾病、B類疾病（町助成あり）、任意接種（小児、妊婦のインフルエンザなど町助成あり）、風しん抗体検査などを実施する。

口腔衛生については、幼児を対象としたフッ化物塗布や児童・生徒を対象としたフッ化物洗口、虫歯予防教室を実施し、子どものむし歯対策のさらなる強化を図る。また、対象年齢を設定した無料の歯科検診を継続し、成人・高齢者の歯の健康に対する意識向上を図っていく。

☆目標

評価指数	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
特定健診受診率 (%)	38.6	60
特定保健指導実施率 (%)	28.8	70
メタボリックシンドローム該当者の割合	27.3	9.4
1歳6ヶ月でのむし歯保有率 (%)	0	0
3歳児健診でのむし歯保有率 (%)	30.3	15

- ・ 各種予防接種等の希望者が接種しやすい体制の確保

上記に記載したすべての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(1) 児童福祉施設 その他	にこにこ子ども館整備事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 その他	総合保健福祉センター整備事業 芦荻へき地保健福祉館整備事業	町 町	
	(5) 障害者福祉施設 地域活動支援 センター	地域活動支援センター移転事業	町	
	(9) その他	子ども・子育て支援事業計画策定事業 成年後見制度利用促進事業 高齢者等活用推進事業 納骨施設整備事業	町 町 町 町	ソフト ソフト ソフト 非充当

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

・子育て支援系施設について

計画的かつ効率的な点検・診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組む。老朽化の進行状況や今後の児童数の動向、民間事業者を含めた地域の需給バランスなどを踏まえ、在り方について総合的に検討する。統廃合などに伴う移転後の建物は、解体等を検討する。

・保健・福祉系施設について

点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的な長寿命化・更新等に取り組む。定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進する。

このことから、本計画に記載されたすべての公共施設について、鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町における医療施設の状況は、令和6年現在、中核となるつがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院のほか、民間診療所5施設、歯科診療所2施設があり、病床数は79床、人口千人あたりの病床数は9.8床となっている。

鱒ヶ沢病院は西海岸地域にある公立病院として長年地域住民の健康を支えてきており、近年は空調設備の改修を行うなど、診療・療養環境の改善に努めているが、施設の老朽化に伴う対策が求められている。また、平成24年4月から運営主体がつがる西北五広域連合となり、医療機能の再編が図られサテライト病院として現在その役割を担っている。

組織や医療機能が再編されたことで、医師をはじめとする医療従事者の慢性的な不足問題に関してはある程度の改善が図られてはいるものの、高齢化の進行等による疾病構造の変化や、医療ニーズの高度化・多様化への対応等、一層の機能充実が求められており、現在、中核病院であるつがる総合病院を中心として医療機能を分担し、圏域全体の医療サービスの充実が期待されている。

医療の質の向上を図るため医師確保事業の継続が求められているほか、現在の建物が昭和56年の建設から45年経過し、施設・設備の老朽化が顕著となっているため、サテライト病院としての機能確保のための検討が求められている。

(2) その対策

地域医療の維持確保については、西海岸地域の医療の中核的機能を確保するため一般医療のほか、へき地、高度、特殊医療など医療サービスの向上と体制の充実はもとより、サテライト病院としての役割を担うべく地域医療確保に努めるものとし、圏域全体の医療を支えるための財源の繰り出しについては、適正に対処するものとする。

今後の過疎地域における自治体病院は、人口減少問題を背景に患者数の減少が見込まれることから、適正な病床数を確保し、周辺医療機関（町内外の診療所を含む）との役割分担、及び、連携体制の構築を視野に入れた取り組みを行う必要がある。また、無医地区等における診療体制（巡回診療、診療所への医師派遣等）の充実を図るとともに、休日、夜間等の緊急医療体制の充実を目指す。

病院施設については、サテライト病院としての機能の充実を目指し、効率的な管理・運営と住民ニーズに対応したサービスの提供を行うため、建替え等の検討を進め、長寿命化を図る。

☆目標

評価指数	基準値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
病床利用率 (%)	77.8	77.6

上記に記載したすべての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 病院	鱒ヶ沢病院整備事業負担金	つがる西 北五広域 連合	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 自治体病院	地域医療確保対策事業負担金 [事業内容] 高度・特殊医療機器の導入、施設整備及び医師 確保対策を行い、医療体制を充実させる。 [必要性] 西海岸地域の医療の中核的機能確保のために 必要である。 [効果] 過疎地域においても高度な医療を受けること が可能になり、住民の安心と定住促進につな がる。	つがる西 北五広域 連合	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進する。

このことから、本計画に記載されたすべての公共施設について、鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 小中一貫校の整備

本町では、平成23年度の学区再編で統合した3つの小・中学校があり、それらの校舎は経年による老朽化が著しく、毎年修繕工事を行っている。また、学校給食センターも供用開始から25年以上が経過しており、校舎同様に毎年、修繕工事を実施している。本町の児童生徒が快適かつ安心して教育を受けられる環境と、より安全性の高い給食を提供するための施設整備が求められている。

平成23年度の小・中学校の統廃合以降、児童生徒数の減少傾向は顕著であり、特に西海小学校は、令和4年度から複式学級が編成されている。集団・共同での学習生活による豊かな人間性を育むためにも、適性規模での教育環境の実現に向けた学校の統廃合が必要となっている。

現在、ICT教育が社会的に一般となり、今後さらなるデジタル化の進展が見込まれる中で、子どもたちに将来に向けた学びを提供するため、情報の理解・選択・創造・発信など、基礎的な能力や情報活用能力の獲得に向けた学習機会の提供が必要となっている。また、GIGAスクール構想で掲げる個別最適な学習や協働的な学びの環境整備、ふるさとへ貢献できる人財の育成、指導者の習熟深化についても、支援を進める必要がある。

本町の児童生徒は、原則、徒歩通学することとなっているが、学校から一定以上の距離がある場合は、町コミュニティバスを活用した通学ができるよう支援を行っている。将来的な小・中学校統廃合の方針により、既存バス路線の再編等では児童生徒の多様な通学状況に対応しきれない可能性があることから、補助的な手段を含め、安全を確保しつつ効果的な通学支援を検討する必要がある。

② 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

本町においては、人口減少や少子高齢化等の影響で、さまざまな分野における担い手の不足が顕著となっており、また、地域における人と人とのつながりや連帯意識の低下、近隣住民同士の関係性の希薄化が進み、地域活力の低下や地域活動の存続が危惧されている。そのため、社会教育活動については、地域コミュニティの維持、再構築はもとより人間形成の基礎となる家庭や地域社会に本来備わっている教育機能の回復が求められている。

本町における生涯学習・文化創作活動等の拠点は、主に中央公民館をはじめとする町内5地区に設置する地区公民館と地域の集会所等で展開されているが、多様化する住民ニーズに十分な対応ができていない状況にある。加えて、老朽化等により損傷が激しい集会所等の管理・修繕も課題となっている。

本町のスポーツ振興については、スポーツ推進委員や令和2年に新設したスポーツ協会と協力して、スポーツ教室の開催やジュニア期からの競技力強化を目的としたカリキュラム構築、生涯スポーツ事業の展開が求められており、同時に関係団体との連携強化や情報共有、費用の確保が課題となっている。

スポーツ施設については、活動の拠点である勤労者体育センターのみでは、体育館の利用要求に十分に対応できないことから、学校体育館の多目的利用に頼らざるを得ない状況にある。勤労者体

育センターについては、老朽化が著しく利用に支障が出ているほか、避難所として指定されているため、そのことを考慮した空調や衛生設備の整備強化が求められている。

(2) その対策

①小中一貫校の整備

学校施設は、児童生徒の学習・集団生活の場であることから、学校教育に関するすべての施設において、安全性と快適性を考慮した施設としての整備を実施する。特に将来的な学校の統廃合を視野に入れて、拠点として見込まれる校舎については、計画的かつ効率的な長寿命化改修を進める。また、防災等の観点から、必要に応じた対策の検討を進める。

小・中学校の統廃合に向けては、ソフト・ハード面において小中一貫教育体制を取り入れた、快適で安全な教育環境の整備を進める。これまで、学校運営協議会と連携し、保護者や地域住民からの意見聴取や首長部局との情報連携・方針統一を進めており、今後も小中一貫教育環境の実現に向けた検討を行う。

ICT教育環境の推進については、令和2年度に整備した児童生徒1人1台端末及び学習用ネットワーク環境を、令和7年度に刷新し、情報インフラ環境は大きく改善した。今後は、環境整備を進めつつ、児童生徒や学校現場でのICT活用。DX支援へ重点を置いた事業を展開する。

通学支援については、学校統廃合を見据えて、公共交通機関及び地域並びに首長部局（コミュニティバス担当部署）等との連携を強め、より効果的かつ安全な通学手段について検討する。

☆目標：

- ・学校教育教育関連施設の整備実施
- ・小・中学校の統廃合に向けた首長部局と連携した一体的な統合事業の実施
- ・ICT教育環境の整備実施
- ・情報カリキュラムの策定及び施行
- ・バス乗車を必要とする児童生徒に柔軟に対応できる通学支援施策の検討・実施

②集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

生涯学習については、子どもから高齢者まで、各層に応じた学習機会の充実に努める。また、生涯学習ボランティアの再構築や技術・経験を持った高齢者等の人材発掘・講師としての育成を行う。加えて、SNS等を活用した、学校・家庭・地域の三者による協働の取組を展開し、地域・行政協働のまちづくりや地域住民の社会参画機会の拡大を図る。

地域づくり・まちづくり活動の拠点となる地区公民館や集会所等については、住民のコミュニティ活動が安全に行われるよう、施設・設備の改修や住民ニーズに対応した施設整備を計画的に実施する。

スポーツ振興については、世代間の連携強化のための情報共有方法の確立に努め、ジュニアの育成支援や競技力の向上、生涯スポーツの普及促進を図る。

体育施設整備については、住民の安全なスポーツ活動の確保と、災害時の避難所としての機能強

化を目的に、計画的な施設・設備の整備に努める。

☆目標

評価指数	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
公民館利用者数 (人)	20,357	20,900
体育施設利用者数 (人)	30,250	33,000

上記に記載したすべての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 給食施設	小中学校校舎整備事業 小中学校体育館整備事業 小中学校屋外運動場整備事業 学校給食センター整備事業	町 町 町 町	
	(3) 集会施設、体育 施設等 公民館 集会施設 体育施設 その他	公民館整備事業 集会施設整備事業 勤労者体育センター整備事業	町 町 町	
	(5) その他	小中学校 ICT 関連機器整備事業 小中学校 ICT 教育推進事業 スポーツ協会活動費補助金	町 町 鯉ヶ沢町ス ポーツ協会	非充当 ソフト 補助金 ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鯉ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

- ・学校教育系施設について

点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的な長寿命化・更新

等に取り組む。休日・夜間の施設の利用や屋内運動場の一般開放などをはじめ、公共施設の全体で効率的な施設の利用に向けて検討する。

- ・社会教育系施設・集会施設について

点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的な長寿命化・更新等に取り組む。

- ・スポーツ施設について

点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的な長寿命化・更新等に取り組む。老朽化の進行する建物は、耐用年数の経過時期に応じて解体等を検討する。

このことから、本計画に記載されたすべての公共施設について、鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の農山漁村集落における快適な生活環境のためのインフラ整備については、戸数の多い基幹集落を中心に主要幹線町道、上下水道、集会所等の生活基盤の充実を図ってきた。しかし、その他の周辺に点在する小規模集落では、依然として生活インフラ整備が立ち遅れており、均質同等の行政サービスを享受しにくい状況にある。

また、農村地域の集会所として使用されている農林業施設は、昭和50年代前後に建てられたものが多く、近年は改修工事が相次いでいる。加えて、各集会所等においては、除雪等による駐車場破損や破損の影響による地盤の軟弱化が起きており、早急な対応が必要となっている。さらには、環境への配慮と省エネルギーの推進、長寿命化を図った照明器具の更新を図る必要がある。

地域づくりについては、住民自らが担い手となることで、住民と行政が相互連携して進めていくことが重要である。町内会等の住民組織が行政のパートナーとして地域づくりを進める中心的な役割を担い、行政と地域住民それぞれの役割分担を明確化し、協働により行うべき取組を適切に判断し、かつ効率的に実施する必要がある。

一部の基幹集落においては、高齢化や若者の町外流出等の影響で空き家等が増加し、歴史的・文化的な魅力ある景観が損なわれている。当該集落においては、官公庁の移転や交通網の変化等により、さらに人口減少が加速することが見込まれており、早急な対策が必要となっている。

(2) その対策

集落の発展については、特色ある地場産業の創出などによる就労の場の確保や歴史・文化等の魅力的な地域資源の活用により、活力ある集落の推進を図る。交通条件が悪く、医療や教育等の基礎的な公共サービスの確保が困難な小規模集落については、住民の意向に配慮し、集落再編成などの検討を進める必要がある。

集会所等として使用されている農林業施設については、当該施設の管理者と協議し、優先順位をつけて施設改修を実施する。

空き家等については、適性管理や防犯対策に努めるとともに、歴史的・文化的な魅力ある景観を維持するため、中心となる「町家建築遺構」の利活用や旧役場庁舎をはじめとする遊休公共施設の活用によるまちづくりの検討を進める。また、空き家や空き地の有効活用については、情報把握やUIJターン希望者向けの活用など、定住人口はもとより交流人口・関係人口拡大に向けた施策と合わせた検討を進め、相互波及の効果を狙った事業展開を図る。

☆目標

- ・「町家建築遺構」を活用した景観維持の検討・実施
- ・遊休公共施設を活用した鱒ヶ沢地区の賑わい創出の検討・実施
- ・農山村の集会施設の維持

上記に記載したすべての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備 空き家等 遊休公共施設 農林業施設	町家建築遺構利活用事業 旧役場庁舎周辺エリアにぎわい創出事業 農林業施設等整備事業	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進する。

このことから、本計画に記載されたすべての公共施設について、鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、縄文時代から近世にかけての遺跡が 146 ヶ所と多く存在し、青森市の三内丸山遺跡に匹敵する規模とされている餅ノ沢遺跡や古代製鉄炉で有名な杣沢遺跡をはじめ、町のほぼ全域から貴重な遺跡が相次いで発見されている。また、本町は津軽藩発祥の地である「種里城址」や津軽藩の御用港として栄えた由緒ある歴史を有し、白八幡宮大祭等の当時の繁栄をしのばせる文化、芸能、史料を継承してきている。これらの貴重な文化遺産等については、文化資源としての価値に加え、観光資源として有効に活用されることが求められている。

本町の文化財の多くは、発掘調査による調査研究が進められている。一方で、保管・展示等をするための施設が未整備であることから、史料の流出・紛失等の懸念がある。また、白八幡宮大祭等の伝統文化の維持・継承について、若年層を中心とする人口流出の影響や高齢化の進行等により人手不足となっている課題があり、文化、芸能等の継承や存続が危ぶまれている状況にある。

本町の文化芸術拠点である日本海拠点館については、施設の機能を適正に保つために莫大な改修費が必要となっている。また、維持管理についても一定額の経費がかかる。これらのことから、当該施設の使用にあたっては、現状で使用可能な区域に限った有効活用に取り組むと同時に、計画的な大規模改修を実施する必要がある。

(2) その対策

地域の文化芸術及び郷土芸能等の振興にあたっては、指導者及び各種関係団体の育成支援等を充実し、その推進体制の構築や町民の機運醸成に努める。また、歴史・文化等の普及を図るため、必要施設の整備や体制づくりなど、生涯学習体系確立の一環としてその充実に努める。津軽藩発祥の地である種里城址については、その情報発信拠点である光信公の館の保護・整備と利活用を促進する。このほか、歴史や風土の中で培われた貴重な文化財の保存・管理を実施し、地域に根差した文化の保存・継承・活用に努める。

日本海拠点館については、老朽化に伴う修繕や大規模改修、Wi-Fi 環境整備など、住民ニーズに対応した設備等の設置により、有効活用を促進し、住民の文化芸術活動の支援につなげる。

☆目標

評価指数	現状値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
光信公の館来館者数 (人)	997	1,270
日本海拠点館利用者数 (人)	4,205	4,500

上記に記載したすべての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興 施設	歴史文化施設整備事業 日本海拠点館整備事業	町 町	
	(3) その他	町指定文化財調査事業 白八幡宮大祭保存事業	町 町	ソフト ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

・文化振興施設について

点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的な長寿命化・更新等に取り組む。

このことから、本計画に記載されたすべての公共施設について、鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町は、日本海に面した地理的条件を有し、風況に恵まれていることから風力発電をはじめとした再生可能エネルギーを地域資源として活用できる高いポテンシャルを有している。

現在は、本町とつがる市沖における洋上風力発電事業の計画が認定され、令和12年6月の運転開始に向けて準備が進められているとともに、陸上風力発電についても事業化に向けた計画が進められているなど、再生可能エネルギーを取り巻く環境は大きく変化している。

一方で、これらの大規模再生可能エネルギー事業による効果を地域に還元し、地域活性化や町民の生活向上など、自然環境と調和した持続可能なまちづくりにつなげていくことが求められている。

(2) その対策

再生可能エネルギーを活用した脱炭素化と地域活性化を一体的に進めるため、令和7年度に策定した農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の適宜見直しを図り、設備整備者の受入環境の整備と計画的な導入を進める。

また、再生可能エネルギーの取り組みを広げていくため、行政が率先して公共施設や指定避難所に太陽光発電設備や蓄電池等の再生可能エネルギー設備の導入を進めるとともに、普及拡大に向け町民や事業者が主体的に参画できる支援策や情報提供を行うこととする。

☆目標

評価指数	現状値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
再生可能エネルギー設備を導入する公共施設・指定避難所数 (件)	4	8

上記に記載したすべての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設再生可能エネルギー導入整備促進事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー基本計画策定更新事業 [事業内容] 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本	町	

		計画を策定更新する。 [必要性] 再生可能エネルギー発電設備の無計画な整備を抑制し、農林地等の利用調整を適切に行うため必要である。 [効果] 農林漁業の健全な発展と、調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進により、地域の活性化が図られる。		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進する。

このことから、本計画に記載されたすべての公共施設について、鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

		<p>近隣住民の安全を確保でき、美しい景観を守ることによって交流人口の拡大や定住促進につながる。</p> <p>公共施設等解体事業 [事業内容] 老朽化した公共施設や廃校等の解体を行う。 [必要性] 自然災害や腐食による倒壊や破損、害虫・害獣の発生、不法侵入・不法投棄・放火等犯罪の温床となる危険性があるため、必要である。 [効果] 近隣住民の安全を確保でき、美しい景観を守ることによって交流人口の拡大や定住促進につながる。</p>	町	<p>解体により建築部材の散乱を予防することで、周辺住民の安全確保や環境整備が図られることから、地域の持続的発展に必要な事業である。</p>
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	<p>地域医療確保対策事業負担金 [事業内容] 高度・特殊医療機器の導入、施設整備及び医師確保対策を行い、医療体制を充実させる。 [必要性] 西海岸地域の医療の中核的機能確保のために必要である。 [効果] 過疎地域においても高度な医療を受けることが可能になり、住民の安心と定住促進につながる。</p>	つがる西北広域連合	<p>高度な医療の実施に必要な環境整備や医師確保対策により、地域住民の命が守られ、また、住民一人ひとりの健康寿命の増進にもつながることから、地域の持続的発展に必要な事業である。</p>
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>再生可能エネルギー基本計画策定更新事業 [事業内容] 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を策定更新する。 [必要性] 再生可能エネルギー発電設備の無計画な整備を抑制し、農林地等の利用調整を適切に行うため必要である。</p>	町	<p>再生可能エネルギー発電施設の整備にあたっては、農林漁業の健全な発展はもちろん、住民の生活環境の保全との両立も必要不可欠であり、計画の策定を通じて、地域の実情に配慮した長期的な事業展開が</p>

		<p>[効果] 農林漁業の健全な発展と、調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進により、地域の活性化が図られる。</p>		<p>期待されることから、地域の持続的発展に必要な事業である。</p>
--	--	--	--	-------------------------------------

鱒ヶ沢町過疎地域持続的発展支援計画（令和8年度～令和12年度）

令和8年3月

鱒ヶ沢町 企画観光課

〒038-2792

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地

電話：0173-82-0922（直通）

FAX：0173-72-2374
